

ISSN 0448-4347

# 宗務時報

No. 1 2 1

平成 29 年 3 月

文化庁文化部宗務課



目 次

論 説

宗教は人をどのくらい幸せにするのか？ —— 日本人の幸福感と宗教 ——  
北海道大学大学院文学研究科教授 櫻井義秀…………… 1

判 例

不当利得返還請求事件  
—— 寺院と事業者との間の墓地管理委託契約について、  
事業者の債務不履行を理由とする寺院による解除が認められた事例——…19

行政資料

宗教法人「乗性寺」の規則変更認証処分に係る審査請求に対する裁決  
(平成27年9月7日) …………… 31

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行  
とこれに伴う宗教法人法の一部改正について(通知)(平成28年2月10日) ……36

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置  
の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて(通知)(平成28年  
5月6日) …………… 42

宗教法人に係る過料通知事務の取扱いについて(通知)(平成28年7月26日) … 47

平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の  
取扱いについて ……………49

社寺明細帳について —— 国文学研究資料館の所蔵目録 —— ……………85

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移  
(1) 過去5年宗教法人数の推移(平成23～27年) ……………105  
(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数(平成24～28年) ……………105

2	宗教法人審議会	
(1)	宗教法人審議会委員の異動	106
3	宗教法人向け研修会等の実施状況（平成27年度）	
(1)	宗教法人実務研修会	108
(2)	不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	111
4	宗教法人向け研修会等の実施状況（平成28年度）	
(1)	宗教法人実務研修会	112
(2)	不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	115
5	都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成27年度）	
(1)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	116
(2)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	116
6	都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成28年度）	
(1)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	118
(2)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	118
7	宗教法人向け研修会の実施予定（平成29年度）	120
8	東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成29年3月1日現在）	122
9	平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成29年3月1日現在）	123

※ 本書における外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、著者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

## 宗教は人をどのくらい幸せにするのか？ —— 日本人の幸福感と宗教 ——

北海道大学大学院文学研究科教授 櫻井 義秀

### 1 幸せは研究の対象になるか

#### タイトルに間違いはないか

宗教は人をどのくらい幸せにするのか？ このタイトルにあきれた読者がいるのではないだろうか。宗教が人を幸せにするのは当然だし、どのくらい幸せになるかなどといったことはその人の信仰や心がけ次第ではないかと、宗教者からお叱りを受けそうである。

無宗教を自認する大方の人々は、「宗教に走る」という揶揄的なイメージを思い浮かべ、そこまでせずとも同情するかもしれない。日本では神社の氏子や寺院の檀家であること、盆正月の年中行事を行い神社仏閣に詣でることや開運・治病の祈祷・祓いを行うことが、伝統文化や慣習と理解されている。それだけで足りずに、何かにすがらなければいけないというのは、よほどの苦難か事情あつてのことと同情を禁じ得ないかもしれないし、だからこそ、そこまで不幸ではない私に宗教は要らないと考えるのではないか。宗教を幸せに結びつけて考えるか、不幸の裏返しととらえるか、信仰の有無で異なりそうである。

私自身は特定の信仰を持つものではないが、宗教研究者として「宗教は人をどのくらい幸せにするのか」と大まじめで考えている。この問いのたて方や問いの発想は、従来の宗教研究とはかなり異なったものなので、この点を詳しく説明したい。

従来、宗教研究者は、宗教を可能な限り客観的に記述しようとして、信仰者が幸せかどうかといった主観的評価を極力避けてきた。幸せや救いを説く宗教的教えであっても思想として純化し、バリエーションのある修行や祭祀も儀礼行為として象徴や形式として範型化する。そうすることで個人が幸せかどうかといった個別的体験を通して「宗教」を評価することをやめ、総体的な図式を提示することで誰でも理解可能な「宗教」を説明してきたのである。体験しなければわからないし、幸せにならなければうそ、といった言い方は宗教的言説になるとして、学問的な言説と区別するのがアカデミズムの常だった。

しかし、私はこのような宗教研究の在り方が現在の宗教研究の隘路あいろになっているように感じられる。むしろ、宗教の個別性や体験性を排除せず、幸せという感覚をも生かして、宗教を生きる人たちの生活実感に迫ることこそ必要なのではないか。そして、それを可能にする学問的戦略がなかったからこの問いを避けてきたのであるが、問いのたて

方の工夫を宗教研究以外の他領域に学ぶことで、ある程度客観的な研究が可能になると考えている。さらに、どのような学問であれ、人間の幸福と社会の持続可能性を念頭に置かないでやるわけにはいかない時代に私たちはいる。

### 幸せの特徴は何か

まず、「幸せ」の主観性・個別性をどう学問的に克服するかが課題となる。人生いろいろ、<sup>たて</sup>蓼食う虫も好き好きと言ってしまっただけで終わってしまう。

メーテルリンクの戯曲『青い鳥』(1908)では、兄のチルチルと妹のミチルが、夢の中で過去や未来の国に幸せの象徴である青い鳥を探しに行くが、最後にその青い鳥が自分の家の籠の中にいたことに気づくという結末である。幸せはそれ自体を追いかけるものではなく、そこにあることに気づいてこそ得られるという文脈でよく言及される。

気づきというのは宗教においてはなじみ深い言葉や経験であるが、幸せは客観的な状態・ものではなく、主観的な認知により関わっている性質を示している。

また、トルストイの次の文章も至言としてよく言及される。「幸福な家庭はすべてよく似たものであるが、不幸な家庭は皆それぞれに不幸である」(『アンナカレーニナ』)。

筆者は社会学の教師なのでこの言葉は実感的に理解可能である。世の中の不幸な状態は幾らでも挙げられるし、少しでも「不幸」を減らすべく、このような社会問題があると講義しているのが社会学である。しかし、「幸福」な状態がどうであるかについて、社会学者が言及する例は稀である。幸福な状態は「不足がない」という不幸の非定型でしか答えられない。より正確に言えば、近代社会では一部の人しか満ち足りた状態を享受できなかったため、社会科学は、多くの人を不足の状態＝貧困から救い、充足できる社会にするためにどうしたらよいのかという未完のテーマに取り組んできたのである。

幸せを概念的に定義するというのは、国語学者も苦心しているようで、『広辞苑』(第4版)には、そもそも「幸せ」の見出し語がなく、代わりに「仕合せ」がある。①めぐりあわせ。機会、天運。②なりゆき。始末。③(「幸せ」とも書く)幸福、幸運、さいわい。運が向くこと、と記載している。伝統的な日本語の用法として、いわゆる幸福に直結する幸せは本筋の使い方ではなく、運やなりゆきで思わぬ結果に<sup>ほお</sup>頬を緩ませるといったことが仕合せなのである。

「幸福」の用法はさらに素っ気なく、「満ち足りた状態にあつて、しあわせだと感じること」、用例は「幸福な人生」のみ。では、何が満ち足りた状態にあれば、幸せなのかという問いには、答えないことになっている。それはともかく、しあわせだと感じるものが幸せなのだという同語反復で終えるあたりが、碩学新村出の見識だろう。

このようなわけで、幸せそのものを概念的に定義しようとすると、日常生活世界の幸せがずりりと手からこぼれるようなところがあるので、幸せそのものについては沈黙し、幸せでない状態については、とりあえず「満ち足りていない」と認識してきたものの、これまた何が満ち足りていないと不幸せになるのかということも簡単には言えない。具

体的には、お金や地位・名誉がないと不幸か、健康や家族に恵まれないと不幸せなのか、老後に趣味や生きがいを持っていないとかわいそうな老人になってしまうのか。それは単純すぎよう。

幸せをそのまま総体的に扱うのは、学問的にも生活の実感としても難しいことがわかった。では、どうすればいいのだろうか。

### 幸せを代替する諸概念

先に、社会学が幸せではなく、満たされていない状態＝不幸せの解消として幸せを考えていると述べた。近代では人間としての人権と社会的平等が求められるので、生きて生活していくための諸条件が不平等である事態の改善や克服こそ、社会学的な幸せの研究課題となる。すなわち、不幸の減算としての幸福研究である（高坂，2004）。確かに、幸せになるための条件や環境であれば客観的に扱える。社会学や社会福祉学では、客観的条件を含めての幸せをウェルビーイング（well-being）と概念化している。

ウェルビーイングという言葉は、元来、世界保健機構の「健康とは身体的・精神的及び社会的に良好な状態（well-being）を指す」という定義に由来するが、これが幸せに近似する概念として用いられている。本稿では、広義な幸せの概念としてはウェルビーイングを用い、主観的な幸福感に限定したいときは幸せ感（happiness）を用いることにしたい。この幸せ感により着目するのが心理学者や精神医学者である。

心理学者の場合は、幸せを抽象的な概念として直接捉えるのではなく、個人の気分や感情そのものとし、精神状態を把握する複数の質問から「幸せ感」の尺度化を行う（島井，2015）。幸せというのは客観的な状態ではなく、個人の認知や感覚によって生じる気分そのものではないかという幸せの理解がある。ここから幸せな感情を保つためのさまざまな工夫がポジティブ心理学では考案されてきた。今、ここに集中すること（マインドフルネス）。運動すること。利他的行為をすること。モノよりも経験や人間関係に投資することなどである（セリグマン，2014）。

他方で、気分障害であるうつ病に罹患する人々が増えてきた現代では、ストレス過剰な長時間労働や感情労働の根本的改善の必要に迫られており、メンタルヘルスはウェルビーイングに欠かせない。私は大学で学生相談室長を務めているが、精神的不調や生きづらさをうったえる学生の顕著な増加を実感している。

ところで、長らく人間の幸せについて極めて現実的に考えてきたのが経済学である。経済学によれば、経済的主体が選択する動機の大きさが効用（utility）であり、満足感（satisfaction）に相当する。効用や満足感がモノやサービスの価値を決定しているという考え方である。功利主義（Utilitarianism）で有名なジェレミー・ベンサムは、最大多数の最大幸福と言い、国民の満足感を最大限に高めることを考えた。

その経済学者たちが困ってしまった。経済成長により人々が豊かになっているにもかかわらず（購買力の上昇により選択の能力・機会が増す）、人々の生活満足感が上昇しな

いという状況が出現したことである。経済学者のみならず、経済成長を国家の目標にしている為政者にも悩ましい事態である。経済政策だけでは選挙に勝てないというわけである。この問題点を 1974 年に指摘した人物の名をとってイースタリンの逆説と言われているが、満足感の逡減と満足の内容の変化が、日本でも 1980 年代後半以降出現しているとされる。

ただし、西欧も日本でも中間層が中上層と中下層に分かれはじめ（格差社会化）、基本的な生活の維持に危機感を持つ人々が増えてきた現在、年収と生活満足感の関係は再び強まっているのではないかと推測される。

ともあれ、一人あたり GDP と幸せ感との相関が強まってきたのは、200 年間の経済統計において 20 世紀の中後半だけだという。身分制が崩壊し、経済発展の恩恵が労働者に行き渡りはじめ、中間層が厚い社会となっても、人々の幸せ感<sup>せいせいかん</sup>は科学技術の発達による生活の利便性や医療の発達による長寿化の影響を強く受けており、豊かさ（満足感）は幸せ感を説明する一要素でしかないのである（OECD 開発センター編、2016）。

以上、幸せを研究するのはなかなか難しいが、幸せに迫るアプローチはいくつかあり、私たちのウェルビーイングを向上させることが学問の目標として掲げられてきたことも確認した。ようやく、ウェルビーイング研究の大枠を説明する準備が整った。

## 2 ウェルビーイングの構造

### 幸せになるための機会と結果

幸せは、幸せを感じるための客観的諸条件（満ち足りた状態）とそれを感じた主観的感覚（幸せな気分）から構成される。私もこれは直感的にわかっていた。これ以上の概念的な精緻化<sup>せいじか</sup>ができずにいたところ、研究室の同僚でドイツ人の社会学者カローラ・ホメリッヒ准教授から、ヨーロッパのウェルビーイング研究で必ず参照される人としてルート・ヴェーンホヴェンというオランダのウェルビーイング研究者の業績を教示していただいた。

ヴェーンホヴェンによれば、ウェルビーイングは、まず幸せを実現可能にする生活（人生）の機会（life chances）と実現された幸せ（life results）に分けるべきだという。この生活の機会というのは、マックス・ウェーバーが階級を説明する際に用いた経済力に依拠する機会のことである。十分な食糧や医療、きれいに生活できる下水道や心地よく休める住宅がなくては、まず幸せな生活はできないだろう。近代化や経済成長が実現した幸せとはこのことだった。しかし、世界で国民が平均的にこのような機会を得られている国は全体の数分の一に満たないし、先進国においてもまだこの条件が満たされていない貧困層がある。社会科学者はだいたいここまでしか考えないのだが、ヴェーンホヴェンは心理学や保健医学の知見も大いに取り入れ、クオリティオブライフ（生活・人生の質）を構成する社会的条件（outer quality）と個人的条件（inner quality）の区別を提案した。その結果、図 1 のようなクオリティオブライフの構造となった（Veenhoven 2000:1-39）。

	外的な質 outer quality	内的な質 inner quality
生活の機会 life chance	生活しやすい環境 Livability of environment	生きる力 Life-ability of persons
生活の結果 life results	生活満足感 Utility of life	幸福感 Appreciation of life

出典 (Veenhoven, 2000) から訳出の上, 矢印を付加

図1 クオリティオブライフの4類型

順に説明していこう。

**生活しやすい環境** 治安・住環境, 教育・医療・仕事が該当し, 主として当該社会の階級・階層的規定や福祉制度の利用可能性によってアクセス可能性は異なる。

**生活満足感** 生活しやすい環境を十分に利用できれば, 生活満足感は高まる。経済学は基本的にはここまでを幸せの研究対象とする。しかし, どの程度まで環境的な整備が整えば人が十分に満足するのかは, 時代・地域, および本人が比較対象とする集団によっても随分と変わってくる。1960年代の日本において文化住宅や団地に住み, マイカーを所有することは明らかに生活満足感を上げたが, 70年代以降, 車は大衆車から高級車まで階層化され, 「いつかはクラウン」の時代を経て, 高級ドイツ車もここまで普及すると差別化の道具ではなくなった。そして, 現代では大半の学生や若者が車そのものに関心がなく, 車はドライブでデートの道具でもなくなった。常時, スマホを用いて情報収集し, 人とつながっていることが, この世代にとって最大の関心事である。

成熟した社会では, 生活環境や消費財だけでは, 人は生活に満足しなくなってくる。モノがある状態が基本ラインであって, その上にオンライン・オフラインでどれだけ人とつながり, 人から評価されるのかが, 生活の満足感となっている。何不自由なく育ったはずの日本の子供たちが, いじめや友達からの評価を始終気にしてリラックスできていない。これは大人社会も同様で, ネットによる評価や炎上で個人の生活や企業の業績が大きく左右される。大学生では気分障害や発達障害が顕著に増えてきたし, 職場ではメンタルヘルスへの対応が最大の課題ともなってきた。

今後, AI (人工知能) の発達は職業の構造や人々のライフスタイルを変え, また新たな生活満足感の問題を生み出すだろう。人の幸せは物質的な豊かさや技術発展だけでは充足できない, という思いを強くしている。

**生きる力** 身体的・精神的健康と人生上の発達課題の達成度から構成される人の生活能力である。学力や職業上の能力, および対人関係能力 (結果としての頼れる社会関係) が該当し, 本人の遺伝的な特質が生育環境やその後の生活環境において開花したもので

ある。医学や心理学は心身の健康状態を重視する。そして、健康や教育による能力形成は生活環境に大いに左右されるが、経済的な基盤に加えて家族やコミュニティの力によって育まれる面が大きい。

**幸福感** 生きる力を十分に活用できれば、幸せを実感できるというのはその通りだろう。いわゆる自己実現である。健康であれば、生活満足感と幸せ感はかなり近似するだろうが、病を得たり老年期に入ったりすると、健康は何ものにも代えがたいものになる。しかし、注意しなければいけないことは、障害を持つ人や慢性病を抱えた人、老いや死の床にある人が、必ずしも若々しく生気に溢れた人より幸せ感が少ないわけではないということである。生きる力というのは可塑的であり、かなり柔軟性があるので、人は苦境に遭っても意味や満足を見いだすことができる。この点が、いわゆる生活満足感とは位相を異にする幸福感の不思議さである。

人の一生とは生老病死であり、人は生まれた瞬間から死ぬことが決まっている。元気なときは、そのことを忘れている。明日をも知れない命と覚悟した終末期の患者や死刑囚でもなければ、死を覚悟して毎日生きている人はほとんどいないだろう。死は生物学的な命のみならず、満足な人生や幸福感、生きがいとしていたことなどを全て奪い去るからである。その意味では死に直面することで、幸福感が著しく低下することは想像に難くない。しかし、死を覚悟した後、死を宣告される前と同様に、あるいはそれ以上の人生を生ききる人たちが少なくない。最期まで生きる姿を見た家族や関係者は、その人の死後、悲しみの中にあっても、死が遺された人々から幸せをもぎとってってしまう不幸せそのものではないことに気づく。

柳田邦男は、半生をかけて、近代医学から終末期・緩和ケア医療への緩やかな転換を現代医療のルポルタージュから説き、闘病記や遺族へのインタビューを通して病む人や死にゆく人の<sup>きょうじ</sup>矜持や覚悟から人間の幸せを描き出そうとしてきた（柳田，1981；2009）。ウェルビーイングにおいて最後に考えるべき論点は、死と幸せだろう。

また、現在のように緩和ケアが普及していない時代、<sup>とうつう</sup>疼痛が激しい慢性病の人たちはどのように生活したのだろうか。苦痛が薬剤で緩和され、最後に意識のレベルを下げた死に向かうまでの期間が大方わかっているような状態であれば、ある意味覚悟しやすい。ところが、永遠に苦しみが続き、死んだ方がましとまで思えるほどの苦しい生活を送らざるをえない人たちはどう生きてきたのだろうか。

こうした患者の数多くのライフストーリーから「病を生きる人々」の時間感覚を明らかにした研究がある。それによると、健康な人々はいつ来るかはわからない死は忘却し、中長期の人生設計を立て、ライフプランという時間の中で生活している。ところが、病を生きる人は苦痛や障害を抱えながら病後の人生を送る。痛みや不自由さが現在を苦しみに満ちたものにし、治る見込みのなさが未来を暗くする。健康であった過去からすると現在の自分に価値はないと感じられる。慢性病を数年から数十年生きる人々は、「一日

一日を生きる」という。この時を生きており、苦難に鍛えられた自己理解を持っている (Charmaz, 1991)。

以上、ウェルビーイングの構造について見取図を示したので、次節では、項目ごとに宗教がなし得たこと、これからの現代宗教がなし得ることを指摘しておきたい。

### 3 ウェルビーイングを促進する宗教

#### 住みやすい社会作りに参画する宗教

この課題に関しては、拙編著『社会貢献する宗教』(稲場・櫻井編, 2009)において、研究の視角や多くの教団がなす社会貢献活動を詳しく論じた。参照していただきたい。およそ、社会参加や社会貢献には二つの活動領域があり、一つは教育・医療・福祉の社会改良や社会事業に関わるもので、もう一つは社会全体の変革を目指す宗教的政治活動である。

キリスト教会の慈善活動やイスラーム社会のワクフ、仏教寺院による地域活動は、途上国において国家の福祉制度を完全に補完するものとなっており、先進国でも近年は福祉多元主義(福祉国家の限界以降、福祉や社会支援に企業、NPO、宗教団体など多様なアクターによって行政でカバーできない福祉事業を代替していく)の下、宗教系 NGO や NPO (Faith Based Organization=FBO, Faith Related Organization=FRO とも表記)の活動が、欧米や近年日本でも注目されている。

日本では西欧先進国に遅れるものの、公的扶助(1946年生活保護法成立, 1949年身体障害者福祉法, 1951年社会福祉事業法), 医療(1961年国民健康保険, 2000年介護保険), 年金(1959年国民年金法), 失業給付(1974年雇用保険)の法的整備がアジアでは最も早くなされ、地域自治体レベルでは1948年に民生委員・児童委員の任命, 1951年から社会福祉協議会が発足するなどして地域福祉を担ってきた。そのために戦前まで政府による福祉をかなりの程度肩代わりしていた宗教団体による社会事業が戦後は後景に退き、従来の事業は学校法人・医療法人・社会福祉法人に転換されて維持されてきたのである。こうした法人や公益団体による活動は世俗化(事業の提供者も受益者も宗教者が少数になり、多数派の一般市民に合わせられる)を免れてはいないものの、宗教団体による住みよい社会作りの活動は継続されている。

しかしながら、福祉制度の確立に遅れた他のアジア諸国やキリスト教会の影響力が強い欧米と比べると、日本の伝統宗教や新宗教には福祉の担い手という意識がかなり薄い。行政もまた、従来、政教分離の原則から宗教団体の社会活動に直接的な支援ができないために、宗教団体の力を地域福祉に生かすという意識が弱かった。ようやく東日本大震災後に、地域の神社や寺院、教会施設が避難所として活用された事例に学び、これらの宗教施設を地域防災福祉に正当に位置づけ、物資の備蓄などについて公的支援を行う動きも出てきた。

ところで、宗教団体が社会福祉から撤退し、宗教活動に専念できる環境の中で、教勢

拡大に専念する教団が増えてきたのも日本の宗教的な特徴ではないかと考えられる。教団設立の理念として個人の救済と社会変革を掲げながら、救済が信者個人の現世利益に限られ、信仰の発露として布教や教団組織への貢献だけが実績として問われるような教団もある。

日本の新宗教運動は諸外国と比べて教団の数や規模が桁違いであり、教団としての歴史も長い。明治大正時代には民衆本位の救済宗教として皇道宗教化した伝統教団への対抗軸となり、高度経済成長期においても向都離村の人々や未組織労働者に社会関係資本を提供してきたと、アカデミズムにおいても一定の評価がなされている。しかし、その後、貧病争の根っこにある貧困や医療・福祉の問題が改善され、伝統的な地域共同や家族のあり方も変わってくる中で、日本の新宗教が祭祀や供養、祈願といった宗教儀礼や通俗道徳に代わる新しい人々の結集軸やモラルを構築しているのだろうか。

この点に関して言えば、戦後一貫して社会全体の変革を目指した政治活動や市民運動に関わる宗教者がおり、宗教団体がある。伝統宗教では宗教者個人の活動となることが多いが、塚田穂高氏によれば、戦後に宗教団体が政治と関わる類型として政治参加と政治進出がある。政治参加とは、自分たちの理念や変革の青写真を理解し、応援してくれる政治家を支援する、もしくは政治家にも参加してもらえぬ政治団体を結成する例である。政治進出は、既成政党の応援ではなく、教団自ら政党を結成して国会・地方議会議席を確保し、政治活動を行う例である（塚田，2015）。宗教団体の政治活動については毀誉褒貶や賛否両論が伴うので、ここでは社会事業と比べて宗教団体の政治活動を評価することは難しいということのみ指摘しておきたい。

現代日本の宗教が住みやすい社会作りに貢献しているかと問われれば、まさに教団、人によると言わなければならないし、日本人全体の評価として宗教による社会貢献の評価は決して高くはない。立正佼成会による調査では、「立派な活動で、もっと活発に行ってほしい」という回答が4年前の調査より上昇して23.9%であり、宗教団体と一緒にボランティア活動をするに関しては41.2%が参加を希望せず、災害時のボランティア活動に参加したいという26.4%の数値を上回る（庭野平和財団，2016）。この要因は、調査者や識者によれば、マスメディアが宗教団体による社会活動を報道したがるに由来するとされるが、日本の宗教団体の経済力や機動力に比して社会事業や社会支援自体が少なく、政治参加や政治進出においても国民の納得がいく成果をあげていないという現状があるのではないか。

いずれにしても、宗教が直接的に社会改革や社会福祉活動にどの程度参加できるかは、当該国の歴史や政教関係に大いに左右されるので、その社会に置かれた宗教団体の位置づけを見極める必要がある（櫻井・外川・矢野編，2015）。

### 生きる力を涵養する宗教

生きる力とは、個人が持つ心身の健康や生活力と、それらを支える人間関係から構成

される。アメリカでは約 30 年間にわたって心理学、公衆衛生学、社会学の専門研究者によるかなりの研究蓄積がある。その知見をまとめると、キリスト教会の日曜礼拝やボランティア活動に参加し、教会内でよき友人関係を持ち、信頼に足る牧師や神父に恵まれた人の健康状態は、そうではない人よりも統計学的に良好であるというものである。カトリックとプロテスタント、ユダヤ教や正教、モルモン教やエホバの証人など、主流派・非主流派、教派を問わず、宗教生活の規則性や集団性、人間関係への信頼や感情的やりとりの有無が重要とされる。

このような研究が行われてきた背景として、アメリカは世界に冠たるキリスト教国であり、キリスト教信者の割合も礼拝出席率もヨーロッパよりはるかに高いことが挙げられよう。しかも、地域ごとの教会 (congregation) にはエスニシティや階層でまとまっており、コミュニティとしての機能が強く、教会内で人間関係を構築し、仕事の口や機会を見つけ、選挙の動員もあるなど活用しがいのある社会関係資本 (ソーシャル・キャピタルともいう) を信者は得られる。社会関係資本とは、互酬的な人間関係、組織や社会への信頼、そしてネットワークから構成される資本である。教会は宗教生活のためだけにあるのではなく、社会生活の基盤そのものになりうる。この点が他地域の教会、とりわけ日本のキリスト教会とは異なる。

おそらく、キリスト教やイスラームのような一神教に限らず、集団のメンバーシップが明確で共同体的特徴を持つ宗教であれば、同様の効果が確認されるかもしれない。日本でも一部の新宗教はアメリカの教会のような機能を有している。その意味では、メンタルヘルスにしてもソーシャルサポートにしても、教団宗教は信者に対して有効な生きる力を与えていると言えよう。ただし、ソーシャル・キャピタルには正負の効果があることも事実で、結束型の<sup>きずな</sup>絆は時にしがらみともなり、ドロドロの人間関係や縁故・コネ、改革的思考をくじく保守性としても発揮される。そのこともあって自立指向性が強まった西欧では、宗教的な共同体よりも自立的な個人の宗教性を重んじるスピリチュアリティを評価する動きが出てきているのである。

これらのウェルビーイングと生きる力にかかる海外の研究は、数百から数千人の大量観察データに関して統計的な分析を行った知見であり、国際比較調査もなされている。研究のレビューは社会学の専門誌『理論と方法』(第 32-1 号「主観的ウェルビーイングへの社会学的アプローチ」特集号) で別稿を用意している。また、ソーシャル・キャピタルと宗教の関係についても、筆者の既刊本があるので参考にしていただきたい (櫻井・濱田編, 2012; 櫻井編, 2013; 櫻井・川又編, 2016)。

筆者は東南アジアや東アジアにおいて宗教文化の比較研究をなし、西欧で開催される宗教研究の諸学会に参加して比較の視点を深めてきたが、宗教文化や宗教団体の特徴によってウェルビーイングに関わる領域や関わり方がかなり異なるので、コンテキストをおさえた議論をしないとほとんど意味がないと考えている。宗教がウェルビーイングに寄与するかどうかは、寄与する領域をかなり限定した上で考察するべきだろう (櫻井・

外川・矢野編，2015)。

本稿では，現代日本の宗教がウェルビーイングに寄与できると考えられる領域を試みに列挙しておくことにしたい。

**子供の社会化** 伝統宗教も新宗教も家族内での信仰継承なしに教団の維持存続は危うい。次世代養成のために，日曜学校，キッズサンガや座禅教室，スカウト活動，ワークキャンプなどさまざまな取り組みを行っている。そこで，信者の子供だけでなく，どれだけ地域の子供たちを巻き込むことを念頭においているかが今後重要になるのではないか。少子化の影響で子供会活動は低落気味であり，子育てに余裕のない家族も増えて，子供食堂を開設したり，フードバンクと連携を試みたりする寺院もある。地域で気にかけてくれる大人の存在を子供時代から伝えていくことが，若者の安心感や社会への信頼感を涵養するのに重要ではないだろうか。

もちろん，宗教立の幼稚園・保育園，小中高等学校，大学が行う宗教情操教育の意義はあろうが，相応の学費負担をなせる家族の子弟に限られる。後に述べる OECD の BLI (Better Life Initiative) 調査によれば，日本における子供の貧困率（親世帯の可処分所得中央値の半分一下から 25%）は 16%であり，OECD の平均 13%を上回る。教育財（自分の机，勉強できる静かな場所，辞書や参考書など）が 4 点未満の 15 歳以下の子供たちの割合は約 7%で，ギリシャより多い。日本の子供は，学力は高いのだが，学校への帰属感到に乏しく，親が子供と過ごす時間も短い（OECD 編，2016：169-218）。

子供の貧困では，庶民が等しく貧しかった戦前戦後や高度経済成長期と異なり，一部の子どもたちが希望を持たずに剥奪感を抱く状況が問題なのである。あしなが基金でもワークショップでも構わないが，子供たちに頑張れるという実感を与える仕組み作りを増やしたい。この領域には多くの宗教団体の参加が求められる。

**郷土意識の涵養と見守り** 神社や寺院などの伝統宗教が地域で果たす役割は大きい。地域では過疎や高齢化が甚だしく，神社の祭礼や行事に携わる若者を集めることが困難になりつつある。寺院もまた檀徒の高齢化と減少に寺院護持もままならない状況にある。キリスト教会や新宗教の教会でも同様のことが生じている。地域に残る中高年や数少ない若者たちは，どうやって地域で暮らし続けられるか不安を抱えているが，そうした人々と地域を最後まで見守ることが地域に根付いた神社や寺院の務めではないだろうか。

地域の祭礼は出ていった人たちとのつながりを維持し続けるし，なによりも子供たちにとって郷土意識の自然な自覚を促すことになる。檀家の月参りは檀徒の見守りにもつながる。キリスト教や新宗教の教会が週に何度か行事や仕事を作って，高齢信者が集まれる場を用意することは高齢者の地域福祉にとって重要になる。行政が手がける高齢者サロンよりも，はるかにきょうよ的である（今日やる用事と幸福感の維持に寄与）。日本の地域社会を維持する上で伝統宗教が従前の役割を果たせるように，兼務社や兼務寺

院，兼務教会の管理運営の方法について包括宗教法人が方策を示していくべきである。

**生老病死への気づき** 終末期ケアにおいては，キリスト教関連病院におけるホスピス，仏教ではビハーラの施設が病院や民間施設に設置されつつある。しかし，緩和ケア医療では施設ケアと在宅ケアの協力関係が求められるように，チャプレンやビハーラ僧も在宅ケアに対応した宗教者が求められる。そこで，臨床宗教師やスピリチュアルケアの資格を有する宗教者が施設のみならず地域に出て行く需要が出てくる。

もちろん，終末期に関わるといっても，自覚的な信仰者が少ない日本では一工夫が必要である。筆者は，前記の地域における見守り機能を延長したスピリチュアルケアであれば，より受容されるのではないかと考えている。日本の寺院仏教では死者供養を通して家族のつながりや死を見つめることを説いてきたのであるが，今後は人生の身じまいを始める人々に積極的に関わっていくべきである。それは何も僧侶が医療的なケアに参加することだけを意味しない。葬儀や法事を家族や子世代に委ねられない人々は，葬儀の段取りから納骨まで相談したいことは山ほどある。寺院が檀家以外の一般市民の相談に応じないのが不思議である。安心して最期を迎えられるよう手助けすることがスピリチュアルケアでなくてなんだろうか。寺は檀家のもの，僧侶は檀家に奉仕すべしという枠を破っていく僧侶や信徒がどれだけ出てくるか楽しみである。

**傾聴** 生涯未婚者（2015年時で未婚者は男性で24.2%，女性で14.9%）が増加し，独居高齢者世帯（2015年時で高齢者世帯の25.3%）も増加する現在，人の一生は個人化のプロセスにあると言ってよい。お一人様にいづれならざるをえないのである。そこで，経済的物資を除いて最も得がたく価値があるものは，他者からの承認だろう。家族でなくとも，日常的に言葉を交わす友人・知人がいること，ネット他のメディアでつながりを確認できることである。しかし，こうした人間関係や社会関係に恵まれない人や，家族や職場の中で孤立感を覚える人も少なくない。メンタルヘルスが各処で問題になっているのは個人化の影響が大きい。

近年，傾聴ボランティアが注目され，施設訪問に加えて在宅訪問をする中高年のボランティアが増えている。先に述べた臨床宗教師によるケアも基本は傾聴である。ここで多くの宗教団体に提言したいのは，「傾聴」を教学・実践に適切に位置づけ，社会奉仕活動の一環として拡大してはどうかということである。その際，布教はひとまず置いておき，何度か訪問の後に，どういう動機や信念でこういうボランティアをしているのかと尋ねられたときに信仰について語る。尋ねられなければボランティアを継続するだけである。浄土や極楽，天国に行ける方法があるなどと言うことはない。そして，種々相談事をされても，教団本部を経由して行政の公共的部門にしか取り次がない。

こうした傾聴ボランティアの倫理条項を守りながら，多くの人々のウェルビーイングに寄与する行為を地域の人たちと一緒に見守り行為の延長で行う教団が増えてくること

を期待したい。むろん、教団宗教では信徒自体が高齢化しており、余力がないというところが大半と思われるが、自教団においてまずは高齢信徒の傾聴を行い、その経験を地域の高齢者に広げてみてはどうかという提案である。

そして、このような傾聴ボランティアには当該の信徒にもウェルビーイングを高める効果がある。利他的行為が主観的幸福感を高める効果があることは、宗教では自明の理といったところだが、ボランティア参加者の幸福感が高く、感情のバランスがよいことは統計的に明らかにされている。実際、ボランティアは自身のためにやるという人が参加者に多いのである。

日本では1995年の阪神・淡路大震災がボランティア元年であり、以降ボランティアに関わる人々が増えてきたが、他国に比べれば参加者の割合が少ない。OECD 諸国におけるボランティア活動の経済的価値はGDP比の平均が1.9%であるのに対して、日本は0.7%（最高のオーストラリアは4.7%）である。ボランティアを偽善とか、行政の責務を市民に押しつけているだけといったひねったことを言う人もいるが、およそ自分が人の助けになれる充実感や自分のお金を他人のために使う楽しさを知らない人の言い方だろうと思う。

表1 ボランティア活動参加者における主観的幸福の指標

	生活満足度		感情バランス	
	非参加	参加	非参加	参加
日本	5.7	6.1	77.0	86.9

出典 (OECD 編, 2016 : 256) より作成

以上、ウェルビーイングと宗教との関係を確認しておいたところで、今の日本社会において多くの人々が幸せ感を持つために、どのような課題があるかを確認していこう。

## 4 ウェルビーイングの国際比較と日本人の幸せ感

### 比較の視点

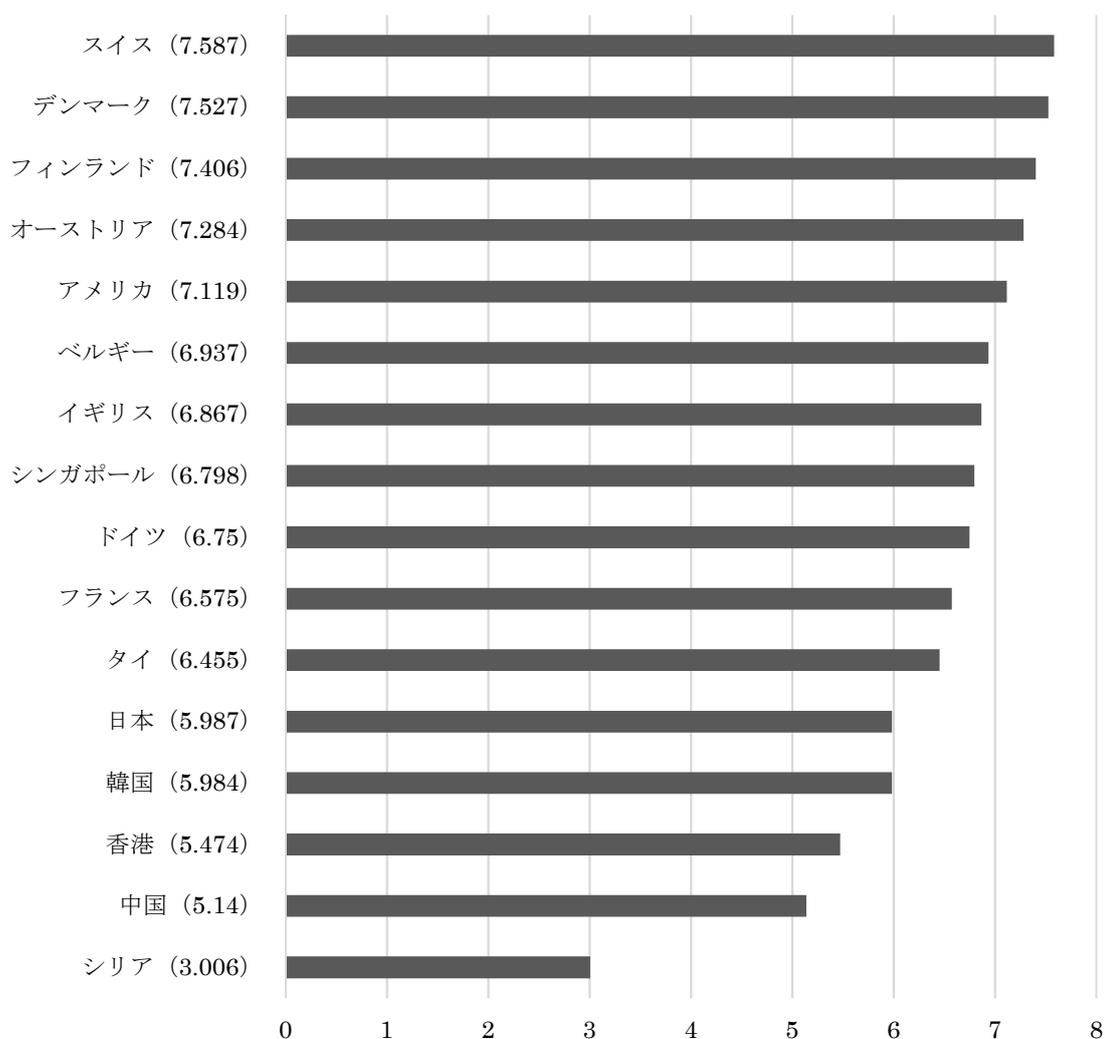
幸せ感是非常に個別性が強く、状況に応じて柔軟に変化するものであることは既に述べた。しかし、同時に、ウェルビーイングの構造を考える上では、「一般的な人間」にとってのウェルビーイングをモデル的に考えざるをえない。したがって、「日本人の幸せ感」といったくり方はおおざっぱにすぎるのだが、人間一般と個人との中間的なとらえ方とも言えよう。

本節ではウェルビーイングの国際比較を行うが、日本におけるウェルビーイングの現状と課題を知ること、今後宗教がウェルビーイングを促進するためにどの領域で力を尽くせばよいのかがわかるのではないかと考えている。

## 世界幸福度調査で分かること

コロンビア大学の地球研究所による 2015 年度版『世界幸福度調査』によると、2012 年から 14 年にかけての日本の幸福度は、世界 158 か国中で 46 位である。東アジアでは、台湾が 38 位、韓国は 47 位、香港 72 位、中国 84 位、モンゴル 100 位である (Helliwell et al., 2015)。

世界の 1 位から 10 位は順に、スイス、アイスランド、デンマーク、ノルウェー、カナダ、フィンランド、オランダ、スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリアとなり、ざっとみてわかるように、北欧の福祉先進国や自然に恵まれた国がならぶ。11 位から 20 位にはアメリカが含まれるが、中東や中南米の国が半数を占める。21 位から 30 位までの間にイギリス、シンガポール、ドイツ、フランスが含まれ、残りは中東と中南米の国である。ちなみに世界で最も幸福度の低い国は、アフリカの紛争国家と、シリア、それにアフガニスタンとなったのは無理からぬことと言えよう。



出典 (Helliwell et al. 2015)

図2 幸福度ランキング 2015 年

この調査では、幸福度は一人当たりの国内総生産、社会福祉、健康寿命、選択の自由、寛容さ、汚職の度合い、主観的心理状態（ポジティブ・ネガティブの両面から尺度化）他で構成されている。上位国では一般に社会保障・主観的幸福感共に高く、中南米諸国は主観的幸福感が社会保障の充実度や汚職の度合いを補って余りあるほど幸せ感が強い。いわゆるラテン系と呼ばれる南欧諸国も主観的幸福感が高いのだが、これは植民国家含めての民族性が温暖な気候のせいなのか、それともカトリックが影響しているのか、興味深いところである。日本は社会保障の整備具合に比して、健康寿命と寛容さ、主観的幸福感が低い。

ところで、世界一幸せといわれたブータンは 79 位である。GNH（Gross National Happiness）を提唱したブータン独自の指標には、仏教への帰依や伝統文化の保持などが含まれ、日本ではブータンのブームも起きた。しかし、開国してインドから輸入物資や消費文化が流入し、人々がインターネットで海外の情報を入手できるようになると相対的剥奪感が高まり、幸福感を押し下げたのかもしれない。それでも、ブータンが金融都市国家の香港や世界の大国中国とほぼ同ランクであることを考えれば、一人当たり GDP では最貧国であっても、かなり幸福度の高い国であることは間違いない。

次に、国家の経済力と幸福度との関係を見ていこう。東アジアと東南アジアにおいて GDP と幸福度との差が大きい国を網掛けにしてある。

表 2 からわかることは、日韓中（香港）の東アジア三国は経済力に比して明らかに幸福度の低い国であることである。それにインドネシアやフィリピン、ベトナムの ASEAN3 国も差が大きい。どうしてこのような結果になるのか。特に西欧諸国の幸福度が高くなるような偏向があるわけではない。GNH のように宗教や伝統文化に重み付けがあるわけ

表 2 GDP と幸福度との差 2016 年

	GDP	幸福度
中国	2	83
日本	3	53
韓国	11	58
インドネシア	16	79
台湾	22	35
タイ	27	33
香港	34	75
マレーシア	35	47
シンガポール	39	22
フィリピン	40	82
ベトナム	50	96

出典 (Helliwell et al. 2016) と IMF, World Economic Outlook Database から作成

でもない。フィリピンやインドネシアはクローニズム（縁故主義）や汚職の度合いが高く、中国は選択の自由や寛容さに欠き、習近平政権の汚職撲滅の政策に見る限り中国の縁故主義は相当なものである。日本・韓国は健康寿命と主観的心理状態が低い。しかし、これらの国の共通点は、グローバル経済において勝ち組に入っているという点である。中国・ベトナムは共産党独裁の資本主義経済である。国家の政策は財閥や多国籍企業優遇であり、国内の階層格差を放置しても経済成長路線を堅持する。グローバル経済に勝ち残るための経済最優先の政策は、多くの国民のウェルビーイングを減退させているのである。

## BLIが示す日本の幸福

日本の特徴を他のOECD諸国と比べるために、OECDが策定しているBLI(Better Life Initiative)指標から見てみよう。日本で上位20%に入っているのは、治安・収入・教育だが、下位20%に入っているのが健康の認知とワークライフバランスである。平均以下になっている項目が、低い順に主観的幸福感、投票率、住環境、自然環境。平均が、社会的つながり感、上位が雇用である。

健康認知に関しては、約36%の人々が自分の健康状態は普通かそれ以上だと認識しているが、OECDの平均は約69%であり、日本はその半分で最下位にある。上位国は8割以上の人が健康であるという。国民皆保険制度のおかげで高度先進医療を誰でも受けられる日本において、なぜ健康認知がこれほど低いのか。そして、なんとと言っても主観的幸福感が下位25%に入るほど低い。日本は幸せ感の薄い国である。

表3 OECDによる幸福の指標と日本の特徴

生活の質	指標	日本の特徴
健康状態	平均余命・主観的健康状態	平均余命は第1位だが、健康状態は最下位で、36%しか健康ではない
ワーク・ライフ・バランス	長時間労働・余暇時間	長時間労働、余暇時間少なめ
教育と技能	学歴・15歳時認知技能・成人力(数的思考・読解力)	学歴高めで15歳時認知技能は最上位で、成人力は最上位
社会とのつながり	社会的支援(頼りになる人)	平均的
市民参加とガバナンス	投票率	日本は低い群
環境の質	水質・PM2.5曝露量	日本は平均的
生活の安全	暴行死率・暴行被害・安全感	日本は治安上位国
主観的幸福	生活満足度	下位25%に入る

物質的な生活条件	指標	日本の特徴
所得と資産	家計の可処分所得と金融資産	所得は平均よりやや低いが、資産は第3位
仕事と報酬	就業率・失業率・平均報酬	就業率高く、失業率低く、失業可能性は最も低いが、雇用者の報酬は平均以下
住居	部屋数・住居費・衛生設備	部屋数多く、住居費高め、水洗トイレなし6%

出典 (OECD編, 2016: 65-126) より作成

実は日本と同様の特徴を示す国が韓国である。経済水準や医療水準が高いのに対して、主観的幸福感と健康認知が著しく低い。OECD諸国の中で、ウェルビーイングの客観的幸福度指標と主観的幸福度指標の高低を対応させた表を作ると下記のようなものになる。

表4 客観的幸福度指標と主観的幸福度指標との関連

		主観的幸福度指標	
		満 足	不満足
客観的 幸福度 指 標	充 実	A ウェルビーイング上位国	B 不一致国 (日本・韓国)
	未充足	C 不一致国 (中南米)	D ウェルビーイング下位国

Aの欄にはヨーロッパの社会保障に手厚い国が入る。Bには日本・韓国, Cには中南米, Dにはアフリカやアジアの紛争地域の国が入る。アメリカはAとCの間にあるが, 世界の大国意識とチャンスのある国というイメージが主観的幸福度を上げているものと考えられる。中国はCとDの間にあり, およそ格差を縮減する社会制度を持たず, 西欧的な民主主義でもない国であるために幸福感は大幅に下がるのである。

ウェルビーイングの客観的条件に恵まれながらも, 主観的幸福感が低い日韓は, 領土問題や従軍慰安婦に対する国家責任の表現と補償をめぐる緊張関係にある。お互いがどれほど違う国であるのかを競うような文化異質論や嫌韓論などが出回っているのだが, 日韓はウェルビーイングの状態に関しては似たもの同士なのである。日韓両国は客観的幸福度指標の根幹をなす経済成長と社会保障の充実に努めながらも, 国民が幸せにならない原因を協力して究明すべきではないだろうか。

筆者なりにおよそ考えられる理由を挙げると, 次のようになる。①高齢化によって健康寿命を超した高齢者人口の増大が健康認知を下げている可能性, ②社会の医療化(健康診断の数値の一人歩きと複合的な薬剤摂取の副作用)と過度な健康意識(健康補助食品や健康法愛好者の増加によって健康の基準が上がりすぎた可能性), ③長寿化による介護・健康不安, ④非正規雇用や過重な労働ストレスの増加, ⑤人口減少やグローバル化による地方の衰退, ⑥社会格差の増大による諦め感, ⑦インターネット社会における瞬時の情報取得と比較, そのあげくの相対的剥奪感の増加である。

統計的な指標では十分把握できないが, 日韓ともにこの二十年間は国内経済が停滞気味であり, 中国やベトナムなどの成長国と比べれば「これから暮らしがよくなる」とは思えない時代感覚がある。相対的に恵まれた生活ができているにもかかわらず, 全体的に閉塞感や不幸せ感を醸し出している可能性が高い。

いずれにしても, 日本人の幸せ感をより増やそうとするのであれば, 生老病死にかかる健康観や人生観の問題に切り込まなくては, いくらGDP600兆円を達しようと再生医療や免疫細胞療法などの高度先進医療を実現しようと, 数値上の改善は微々たるものになろう。この点において現代宗教に何ができるのか, 最後に一言述べて結びとしよう。

## 5 むすびにかえて

本稿では、宗教が人間社会のウェルビーイングにどのように寄与してきたのか、現代の国際社会や日本を取り巻く状況において日本人の薄幸感をどのように改善していくことができるのか、現代宗教の課題として試論を展開してきた。宗教は住みやすい社会作りに貢献してきたし、生きる力の涵養をも心がけて、信者のみならず社会全体への働きかけを社会事業として行ってきた。しかも、日本では戦後の高度経済成長によって社会福祉がアジアでは最も充実し、その結果として、宗教団体が社会支援や地域福祉から撤退して宗教活動に専念できる環境が継続されてきた。そのことは宗教団体が立派な外装をこらし、信者たちの満足感も大いに高める余裕を生んだが、同時に社会の公共的空間において役割を喪失する過程、すなわち世俗化にもつながっていった。そして、社会が定常的成長から人口減少時代に入り、高齢化による社会保障や福祉の限界に直面してきた段階において、他国の宗教団体が福祉多元主義の一翼を担っているような形では、宗教の社会事業を再び展開できない状況になっている。しばらく使わなかった車のバッテリーがあがってしまった状態である。機能としてのポテンシャルはあるのだが、可動させるには他の車からブースターケーブルで電気を送るしかない。北国ならではの例えを御容赦願いたい。

現代日本の宗教において宗教団体を活性化させ、社会的プレゼンスを高めるために何ができるのか。私は、素朴に、宗教は人をどのくらい幸せにできるかという問いに答えていくことではないかと考えている。本稿ではあまり個別の計量分析的な論文に言及せず、どのくらいという程度問題については語らなかった。それを言ってしまうと、日本では、年収や健康状態、保持している人間関係の方が、数倍も信仰心や宗教団体への所属より効果が高いことがわかっているからである。しかし、幸せ感というのは個別性が強く可塑性に富んでいることも本稿で指摘したとおりであり、ある状況に置かれた人にとっては、宗教が提供する生きる力の方が、社会経済的な状態よりも重要である。しかも、日本のように生老病死にかかる健康観や人生観の問題に入り込んで、ウェルビーイングを考えるとすれば、価値観や世界観に立ち入って私たちの幸せを考えざるをえない。

この小論が人口減少時代において宗教団体というよりも宗教の活性化を考えている人たちにとって、何らかの情報提供の役割を果たすことができれば、幸いである。

### 引用文献

- 稲場圭信・櫻井義秀編，2009，『社会貢献する宗教』世界思想社。
- OECD 開発センター編，徳永優子訳，2016，『幸福の世界経済史—1820年以降，私たちの暮らしと社会はどのような進歩を遂げてきたのか—』明石書店。
- OECD 編，西村美由起訳，2016，『OECD 幸福度白書 3—より良い暮らし指標 生活向上と社会進歩の国際比較—』明石書店。
- 小塩隆士，2014，『「幸せ」の決まり方—主観的厚生を経済学—』日本経済新聞出版社。

- 高坂健次, 2004, 「頻ニ無辜ヲ殺傷シ—幸福と不幸の社会学序説—」『先端社会学研究』創刊号, 関西学院大学出版会。
- 櫻井義秀・濱田陽編, 2012, 『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 1—アジアの宗教とソーシャル・キャピタル—』明石書店。
- 櫻井義秀編, 2013, 『タイ上座仏教と社会的包摂—ソーシャル・キャピタルとしての宗教—』明石書店。
- 櫻井義秀・外川昌彦・矢野秀武編, 2015, 『アジアの社会参加仏教—政教関係の視座から—』北海道大学出版会。
- 櫻井義秀・川又俊則編, 2016, 『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から—』法藏館。
- 塚田穂高, 2015, 『宗教と政治の転軸点—保守合同と政教一致の宗教社会学—』花伝社。
- 島井哲志, 2015, 『幸福の構造—持続する幸福感と幸せな社会づくり—』有斐閣。
- 庭野平和財団, 2016, 「第3回宗教団体の社会貢献活動に関する調査」結果をもとにシンポジウム URL: [http://www.kosei-kai.or.jp/news/2016/12/post\\_620.html](http://www.kosei-kai.or.jp/news/2016/12/post_620.html), 2017.1.9 閲覧。
- セリグマン, マーティン著, 宇野カオリ監訳, 2014, 『ポジティブ心理学の挑戦—“幸福”から“持続的幸福”へ—』ディスカバー。
- 柳田邦男, 1981, 『がん 50 人の勇気』文藝春秋。
- 柳田邦男, 2009, 『新・がん 50 人の勇気』文藝春秋。

- Charmaz, Kathy, 1991, *Good Days, Bad Days: The Self in Chronic Illness and Time*, Rutgers University Press.
- Helliwell, J., Layard, R., and Sachs, J., 2015, *World Happiness Report 2015*, Sustainable Development Solutions Network.
- Helliwell, J., Layard, R., and Sachs, J., 2016, *World Happiness Report 2016: Update (Vol. I)*, Sustainable Development Solutions Network.
- Veenhoven, Ruut, 2000, "The Four Qualities of Life: Ordering Concepts and Measures of the Good Life", *Journal of Happiness Studies*, vol.1, pp.1-39.

## 不当利得返還請求事件

### —— 寺院と事業者との間の墓地管理委託契約について、事業者の債務不履行を理由とする寺院による解除が認められた事例 ——

霊園事業等を行う宗教法人である原告Xが、霊園の維持管理業務、墓石の仕入販売等を目的とする株式会社である被告Yとの間で、XがYに墓地の管理業務を委託することを内容とする管理業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。その後、XとYの関係は悪化し、XからYに対して本件委託契約の解除通知がされ、この頃からYは墓地の管理運営業務を行わなくなった。

本件において、XはYに対し、主位的に、本件委託契約は受任者の報告義務違反を理由とする債務不履行解除等により終了したとして、不当利得返還請求としてYが永代使用者から受領した翌年一年分の管理料のうち本件委託契約終了後の管理業務に相当する額の支払を求め、予備的に、Yが本件委託契約に基づく管理料の会計報告等を適切に行ってこなかったことを前提に、委任者の受任者に対する受取物引渡請求として、Yが永代使用者から受領した管理料の一部の支払を求めた事案である。

東京地裁は、YがXに対して墓地の管理運営に係る収支や口座の入出金の状況等を報告すべき義務を負っているにもかかわらず、報告を行わなかったのであるから、Yには本件委託契約について報告義務違反の債務不履行があり、これによりXY間の信頼関係は破壊されたといえるから、Xの解除通知により本件委託契約は解除されたと判示して、Xの主位的請求についてYに法律上の原因のない利得が生じている限度でこれを一部容認した。

#### (1) 平成27年2月26日 東京地方裁判所判決

平成24年(ワ)第16697号 不当利得返還請求事件

原	告	X 1 院
同代表者代表役員		X 2
同訴訟代理人弁護士		丸 山 健
同		木 下 祐 介
被	告	Y 1
同代表者代表取締役		Y 2
同訴訟代理人弁護士		山 口 達 視

## 主 文

- 一 被告は、原告に対し、四八二万五九一五円及びこれに対する平成二四年六月一六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用はこれを一〇〇分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 四 この判決は、第一項及び第三項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第一 請求

被告は、原告に対し、四八六万五一三九円及びこれに対する平成二〇年四月二二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

### 第二 事案の概要

本件は、被告に墓地の管理業務を委託した原告が、被告に対し、主位的に、上記管理業務委託契約は合意解約、民法六五一条による解約告知、債務不履行解除等により終了したと主張して不当利得返還請求権に基づき、予備的に、民法六四六条一項の受取物引渡請求権に基づき、被告が永代使用者から受領した管理料四八六万五一三九円（なお、予備的請求については、同額は管理料総額約二七〇〇万円の一部である。）及びこれに対する上記契約終了日の翌日である平成二〇年四月二二日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

一 前提となる事実（証拠を掲記していない事実は、当事者間に争いが無い、弁論の全趣旨により容易に認められる。なお、書証について枝番を全て挙げる場合には、枝番の記載を省略する。）

(1) ア 原告は、真言宗智山派を包括法人とし、諸般の業務及び公益事業、霊園事業を行うことを目的とする宗教法人である。

イ 被告は、霊園の維持管理業務、墓石の仕入販売等を目的とする株式会社である。被告は、平成一八年九月一五日、有限会社Z1管理事務所から現在の商号に変更した（以下、同変更の前後を問わず、単に「被告」と表記する。）。

ウ X2は、原告の代表役員かつ住職の地位にある者である。

エ Z2は、平成二一年八月二四日から平成二五年四月三〇日まで被告の代表取締役の地位にあり、現在は被告の親会社である株式会社Z3（かつての有限会社Z3。以下、両者を通じて「Z3」という。）の代表取締役の地位にある者である。

(2) 原告は、平成一四年一〇月二四日、Z3との間で、埼玉県川越市△△△△番△△はか一一筆の土地（以下「本件土地」という。）、同土地の建物、原告が委

託する造成工事及び管理棟一式について、次の内容の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

ア Z3は、原告に対し、Z3において本件土地の墓地造成工事等を行い、原告名義で墓地経営許可を取得することを条件として、上記目的物を四億九〇〇〇万円で売り渡し、原告は、これを買受ける（ただし、上記売買代金は、最終的に五億六六〇〇万円で増額された。）。

イ 上記アの売買代金は、上記経営許可された墓地の販売に参加する石材店（以下「参加石材店」という。）が原告に対して支払う参加協力金を充当して支払うこととし、同充当によっても同売買代金に満たない場合は、Z3の責任において同墓地の永代使用権を販売し、同売買代金に充当する。

ウ 上記アの墓地経営許可申請の不許可が確定したときは、原告又はZ3は、本件売買契約を解除することができ、Z3は、既に受領した売買代金を原告又は上記参加石材店に返還する。

エ 原告は、Z3に対し、本件土地の墓地開発業務全部を委託し、Z3は、これを受託する。

- (3) 原告は、平成一四年一〇月二四日、Z3との間で、本件売買契約と一体のものとして、本件土地について次の内容の墓地開発業務委託契約（以下「本件墓地開発委託契約」という。）を締結した。

ア 原告が本件土地について墓地経営許可を取得して設置する墓地の名称を「P霊園」（以下「本件墓地」という。）と称する。

イ 原告は、Z3に対し、本件墓地の販売、開発及び管理運営等の業務を委託し、Z3は、これを受託する。

ウ Z3は、本件墓地の管理運営会社として被告を設立し、上記イの業務を行う。

- (4) 原告は、本件墓地開発委託契約締結後、被告との間で、本件墓地に関する管理業務委託契約を締結し、更に平成一九年四月六日、これと同内容の管理業務委託契約（以下「本件管理委託契約」という。）を締結した。

本件管理委託契約においては、本件墓地の管理料について、被告が原告に代わり全ての永代使用者から毎年一二月二〇日頃までに翌年一年分の管理料を集金し、集金した管理料をもって原告の被告に対する翌年一年分の業務委託料の支払に充当する旨が定められている。

- (5) 被告は、平成二〇年分の本件墓地の管理料として永代使用者から総額六九五万三八七八円を受領した。

- (6) 東京地方裁判所は、平成二〇年一月八日、有限会社Rの申立てにより、RのZ3に対する金銭債権の弁済に充てるため、Z3の原告に対する本件売買契約に基づく売買代金債権を差し押さえる旨の命令（以下「本件差押命令」という。）

を發し、この頃、同命令は原告に送達された。

(7) 被告は、平成二〇年四月二二日以降、本件墓地の管理運営業務を行っていない。

(8) 原告は、平成二〇年四月二六日、被告に対し、内容証明郵便により本件管理委託契約を解除する旨の通知をし、同通知は、同年五月一日、被告に到達した。

## 二 争点及び当事者の主張

(1) 本件管理委託契約の終了原因の有無（主位的請求関係）

(原告の主張)

本件管理委託契約は、次の終了原因一ないし四の事由により平成二〇年四月二一日に終了した。

ア 終了原因一（合意解約）

被告は、原告が平成二〇年三月末に本件墓地の管理料等が入金される預金口座を凍結する手続を採った後の同年四月初旬頃、原告に対し、本件墓地の管理棟から退去して、今後は本件墓地の管理業務を行わないことを通知したものであり、これにより本件管理委託契約は合意解約された。

イ 終了原因二（民法六五一条に基づく解約告知）

原告は、平成二〇年四月一九日、被告に対し、同月二一日をもって本件管理委託契約を解約する旨告知したから、これにより同契約は終了した（民法六五一条）。なお、本件管理委託契約は、それ自体独立した一個の契約であり、本件売買契約及び本件墓地開発委託契約の一部を成すものではないから、本件管理委託契約のみの解約告知も有効である。

ウ 終了原因三（債務不履行解除）

被告は、原告に対し、本件管理委託契約に基づき、本件墓地に関する会計報告を行うべき義務を負っていたにもかかわらず、本件墓地の管理運営業務に係る収支ないし入出金状況に関する報告を一切行わず、さらに、平成二〇年三月ないし同年四月頃にかけて、本件墓地の管理棟内の事務所に保管されていた会計帳簿類その他本件墓地の管理運営業務に必要な重要書類を原告に無断で外部に持ち出したりシュレッダーで廃棄するなどした。このような被告の行為は、本件管理委託契約の債務不履行（善管注意義務違反）に該当する。

また、被告は、同年三月末頃の時点で既に債務超過の状態にあり、被告の原告に対する経済的信用は失われていたのであるから、原告と被告との間の本件管理委託契約の基礎となるべき信頼関係は、同時点において破壊されていた。

したがって、本件管理委託契約は、原告が平成二〇年四月一九日に被告に対して行った解除通知により、同月二一日をもって終了した。

エ 終了原因四（本件墓地開発委託契約の解除に伴う本件管理委託契約の解除）

Z 3は、Z 3の原告に対する本件売買契約に基づく売買代金債権が平成一八年六月一五日頃にトレランスにより仮差押えを受け、これによりZ 3が販売した永代使用権の販売代金（永代使用料）等を本件売買契約に基づく売買代金債務の弁済に充当することができなくなったのであるから、永代使用料等を仮差押債権の弁済に充てるか、そうでなければ弁済資金として原告に交付すべきであったのに、これを行わず自ら費消してしまった。このようなZ 3の行為は、本件墓地開発委託契約に基づく委託の趣旨に反するものであり、原告に対する背信行為に当たる。

原告は、平成二〇年四月上旬頃、Z 3に対し、上記行為を理由に本件墓地開発委託契約を全部解除し、更に、本件管理委託契約を全部解除したから、同契約は終了した。

（被告の主張）

次のとおり、本件管理委託契約は終了していない。なお、被告が平成二〇年四月二二日以降本件墓地の管理運営業務を行っていないのは、原告が永代使用料や管理料等が入金される預金口座を凍結したり、本件墓地の入口や管理棟の鍵を交換して被告従業員の入園を阻止するなどしたためであり、被告の責めに帰すべき事由によるのではない。

ア 合意解約の不存在及び無効

原告と被告が本件管理委託契約を合意解約した事実はない。

また、本件管理委託契約に基づく管理業務の委託は、Z 3が実質的な事業主体となって本件墓地の完成及び管理・運営、永代使用料の取得等を行うことを目的とする原告及びZ 3間の基本合意を達成するための業務委託であり、Z 3すなわち受任者である被告のためにされたものであるから、原告は、本件売買契約及び本件墓地開発委託契約から独立して本件管理委託契約を解約することはできない。

イ 民法六五一条に基づく解約告知の無効

上記アのとおり、原告は、本件売買契約及び本件墓地開発委託契約から独立して本件管理委託契約を解約することはできない。なお、原告が被告に対し、平成二〇年四月一九日、同月二一日をもって本件管理委託契約を終了させる旨通告したことはない。

ウ 債務不履行解除の無効

被告及びZ 3は、毎月一〇日頃に、原告に対し、墓地販売契約を締結して永代使用料を入金した墓地利用者名簿、墓地区画、管理費の顧客一覧データ等（前月末締め分）をファクシミリにより送信して報告を行っていたものであり、被告に報告義務違反はない。また、被告及びZ 3が本件墓地の管理運

営に係る会計帳簿類や重要書類を廃棄したこともない。したがって、被告に本件管理委託契約の債務不履行はない。

仮に、被告に債務不履行があったとしても、原告からの解除通知には催告期間の猶予がないから、無効である。

エ 本件墓地開発委託契約の解除に伴う本件管理委託契約の解除に対する反論

Z3は、原告との間の基本合意に従い、本件墓地開発委託契約に基づく墓地の販売等の受託業務を行ってきた。Z3の原告に対する本件売買契約に基づく売買代金債権が平成一八年六月一五日頃に仮差押えを受けたことは事実であるが、仮差押命令は本案訴訟の判決確定までの間、仮差押えに係る債権の処分を凍結する趣旨であり、Z3にそれ以上の義務を負わせるものではないから、Z3が仮差押債権者に支払をしなかったこと、あるいは弁済資金として原告に交付しなかったことをもって、本件墓地開発委託契約に基づく委託の趣旨に反するとはいえないし、原告に対する背信行為ともいえない。

(2) 被告の不当利得返還義務の有無及びその額（主位的請求関係）

(原告の主張)

上記(1)(原告の主張)のとおり、本件管理委託契約は平成二〇年四月二日に終了したから、被告は、原告に対し、不当利得に基づき、被告が受領した平成二〇年分の管理料（六九五万三八七八円）のうち同月二日から同年一二月三十一日までの管理業務に対して支払われるべき額である四八六万五一三九円を返還すべき義務を負う。

(被告の主張)

上記(1)(被告の主張)のとおり、本件管理委託契約は終了していない。

また、平成二〇年一月から同年四月二日までの本件墓地の経費等の総額は一一七四万〇九五四円であり、集金した同年分の管理料（六九五万三八七八円）に不足している。被告は、同年四月二日に本件墓地から違法に排除されるまで、本件墓地の管理運営に関する権限を有していたものであり、集金した管理料のうち毎月の使用金額を一二分の一に限るという決まりはなかった。このとおり、被告は、集金した同年分の管理料全額を同年四月二日まで使用する権限を有していたのであるから、上記管理料全額の利得について法律上の原因がある。

したがって、被告は、原告に対し、同年分の管理料全額の不当利得返還義務を負わない。

(3) 被告の本件管理委託契約に基づく受取物引渡義務の有無（予備的請求関係）

(原告の主張)

被告は、本件管理委託契約に基づき、委任事務処理上、本件墓地が開園した平成一五年四月から平成二〇年四月二日までの間に、本件墓地の永代使用者から管理料として合計約二七〇〇万円を受領した。しかし、被告は、本件墓地の墓地利用者名簿、

管理台帳及び管理料収支計算書等の書類を作成しておらず、原告に対し、管理料の入金状況や管理経費の支出状況等の会計報告をすることができず、現にその報告を行ってこなかった。したがって、上記管理料約二七〇〇万円は、本件管理委託契約に基づく事務処理に当たり、受任者である被告が委任者である原告のために受領した金銭であるから、被告は、民法六四六条一項に基づき、上記金銭の全額を原告に引き渡すべき義務を負う。

(被告の主張)

原告の主張は、否認ないし争う。

### 第三 当裁判所の判断

#### 一 認定事実

上記前提となる事実並びに証拠（《証拠略》、証人Z2、原告代表者本人、後掲各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) X2は、平成一四年夏頃、Z3の実質的経営者であったZ2から、原告が経営主体となって本件土地に宗旨宗派を問わない霊園墓地を建設・運営する事業の計画を持ち掛けられ、これに応じることとし、原告は、同年一〇月二四日、Z3との間で本件売買契約及び本件墓地開発委託契約をそれぞれ締結した。本件売買契約に基づく売買代金の支払には、Z3が募集する参加石材店の参加協力金が充てられ、これによっても上記売買代金に満たない場合には、Z3の責任において販売した永代使用权の販売代金（永代使用料）をもって充当するものとされた。
- (2) X2は、平成一四年一〇月二八日頃、Z2から、本件墓地事業用の口座の開設を依頼され、同日、埼玉りそな銀行（当時のあさひ銀行）〇〇支店において、原告名義の普通預金口座（口座番号×××××。以下「本件墓地口座」という。）を開設し、同口座の通帳及び印鑑をZ2に預けた。以後、Z2は、本件墓地口座に入金される金銭（参加協力金、永代使用料、建墓料、管理料。なお、管理料については初年度のものが同口座に入金され、二年目以降の管理料については本件墓地口座とは別に開設された被告名義の預金口座に入金された。）の管理を行っていた。
- (3) Z2は、平成一四年一一月六日、被告を設立し、原告及び被告は、原告が本件墓地の管理運営業務を被告に委託すること等を内容とする管理運営業務委託契約を締結した。以後、被告は、本件墓地内の管理棟に事務所を構え、本件墓地の管理運営業務を行うようになった。
- (4) 原告は、平成一五年四月一八日、川越市保健所長から、本件墓地について経営許可を取得した。同月末頃から、本件墓地の区画に対し、顧客から永代使用の申込みがされ、その販売が開始された。その後、同年九月頃までには、墓地

造成等工事が概ね完了し、本件墓地が正式に開園した。

(5) 東京地方裁判所は、平成一八年五月二五日及び同年六月一四日、Rの申立てにより、RのZ3に対する金銭債権の執行を保全するため、Z3の原告に対する本件売買契約に基づく売買代金債権（合計一億二四〇〇万円）を仮に差し押さえる旨の各命令（以下「本件各仮差押命令」という。）を発し、その頃、上記各命令はそれぞれ原告に送達された。

(6) 原告は、平成一九年四月六日、商号変更後の被告との間で、改めて上記(3)と同様の管理運営業務委託契約（本件管理委託契約）を締結した。

本件管理委託契約には、原告が被告に委託する（被告が原告から受託する）業務として、永代使用権の販売、墓石工事の施工業務、企画、開発、設計、施工に関する業務、開発申請、墓地許可取得に関する業務、本件墓地の管理及び運営業務、本件墓地開発協賛者の選定に関する業務、指定石材各社の選定に関する業務、本件墓地利用希望者の選定に関する業務、本件墓地に関する全ての金銭收受に関する業務、管理棟一式の管理業務、その他本件墓地に関する管理運営に関する業務が定められている。また、本件管理委託契約には、被告は墓地利用者名簿、墓地図面、管理台帳等を確実に記載し、原告に報告できるようにする旨が定められている。

(7) 東京地方裁判所は、平成一九年十一月二一日、Z3、Z2及び当時のZ3の代表取締役であるZ4に対し、R及びその実質的経営者とされるZ5に対して総額約四億四四〇〇万円の支払を命じる旨の判決をし、同判決は確定した。

(8) 東京地方裁判所は、平成二〇年一月八日、Rを債権者、Z3を債務者、上記(7)の確定判決を債務名義として、Z3が原告に対して有する本件売買契約に基づく売買代金債権一億三〇〇〇万円を差し押さえる旨の本件差押命令を発し、同命令は原告に送達された。

(9) 本件差押命令の送達を受けた後、X2は、Z2に対し、本件墓地の管理運営に係る収支の状況や本件墓地口座の入出金の状況等について会計帳簿類を示して説明するよう求めたが、Z2からX2に対し上記説明はなかった。

(10) Z2は、平成二〇年二月一三日、X2に対し、上記(7)の判決に基づく金員を同月二九日までにトランスに一括して支払う旨を記した確認書を差し入れたが、同日までに上記支払はされなかった。

(11) 本件墓地口座の残高は、平成二〇年二月二九日の時点で五八七一円であった。

X2は、同年三月頃、本件墓地の経理を担当していたZ3の従業員のZ6を通じて本件墓地口座の預金通帳の写しを入手し、上記預金残高を確認した。

(12) Z2は、平成二〇年三月二七日、X2に対し、上記(7)の判決に基づく金員を同年四月三〇日までにトランスに一括して支払う旨を記した確認書を差し入れたが、同日までに上記支払はされなかった。

- (13) 原告は、平成二〇年三月末頃、本件墓地口座を凍結する手続を採った。
- (14) Z2は、平成二〇年四月一四日及び同月一七日、X2に対し、Z3及び被告の財務状況が破産申立てをも視野に入れなければならない状況にある旨を通知した。
- (15) X2は、平成二〇年四月一九日頃、本件墓地の管理棟の鍵を交換し、新しい鍵を参加石材店に預けた。これにより、Z3及び被告の従業員は、上記管理棟に自由に入出入りすることができなくなった。
- (16) 原告は、平成二〇年四月一九日頃、被告に対し、同月二一日を最終期限として、本件墓地の管理運営業務を原告に引き継ぎ、管理棟を明け渡すよう通告した。
- (17) Z3及び被告は、平成二〇年四月二二日、原告に対し、本件墓地の管理運営業務を引き継ぎ、管理棟を明け渡した。
- 被告は、同日以降、本件墓地の管理運営業務を行っていない（なお、この頃、上記明渡しに関し、被告が原告に対して異議を述べたことはない。）。
- (18) 原告は、平成二〇年四月二六日、被告に対し、内容証明郵便により、被告が本件墓地の管理業務により得られた入金状況の報告をしないこと等を理由に本件管理委託契約を解除する旨の通知をし、同通知は、同年五月一日、被告に到達した。

## 二 争点（1）（本件管理委託契約の終了原因の有無）について

### （1） 終了原因三（債務不履行解除）について

一般に、委任契約において、受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告すべき義務がある（民法六四五条）ところ、このことは、本件管理委託契約についても同様であり、上記認定事実（6）のとおり、本件管理委託契約の委任事務として本件墓地に関する全ての金銭収受に関する業務が定められていることからすれば、被告は、本件管理委託契約に基づき、原告に対し、原告の請求に応じて、本件墓地の管理運営に係る収支の状況や本件墓地口座の入出金の状況等を報告すべき義務を負っているというべきである。

しかし、被告は、本件差押命令を受けた原告から、本件墓地の管理運営に係る収支の状況や本件墓地口座の入出金の状況等について会計帳簿類を示して説明するよう求められたにもかかわらず、これを行わず、上記状況等を明らかにしなかったのであるから、被告には本件管理委託契約に基づく委任事務の処理状況についての報告義務違反があるというべきである。

また、本件売買契約に基づく売買代金は、参加石材店の参加協力金やZ3が販売した永代使用权に係る永代使用料から充当されることになっていたのであるから、その支払義務を負う原告としては、本件墓地の管理運営に係る収支や永代使用料等が入金される本件墓地口座の残高等に関心を持っていたと解されること、本件各仮差押命令及び本件差押命令の送達を受けた原告において被告の財務状況に不安を感じ、これを被告に確認するのも相当の行為といえること、実際に本件墓地口座の残高は、本件墓地口座が凍結されるより前の平成二〇年二月二九日の

時点で五八七〇円しかなく、本件各仮差押命令後は同口座に入金された相当額の永代使用料等が費消されずに残っているとの原告の期待を裏切るものであったこと（なお、Z3の経理事務担当のZ4は、平成二五年二月一二日、東京地方裁判所に対し、本件各仮差押命令が発せられた後の平成一八年六月一六日以降、平成二〇年四月四日までに販売した永代使用料の本件墓地口座への入金額一六三八万円については、本件売買契約に基づく売買代金に入金処理していない旨を報告している。）等からすれば、被告の上記報告義務違反により、本件管理委託契約の基礎となる当事者間の信頼関係は破壊されたというべきである。

そして、上記認定事実（16）からすれば、原告は、同年四月一九日頃、被告に対し、同月二一日をもって本件管理委託契約を解除する旨の意思表示をしたことが認められるから、これにより、本件管理委託契約は終了したというべきである。

被告は、本件差押命令の発令後、原告から被告の財務状況の説明等を求められたことはない旨主張し、Z2もその証人尋問においてこれに沿う供述をする。しかし、上記説示のとおり、原告は本件墓地の管理運営に係る収支や本件墓地口座の残高等に関心を持っていたと解されることや本件差押命令の送達を受けて被告の財務状況に不安を抱くような状況にあったこと等からすれば、原告が被告に対して財務状況の説明等を一切求めないということは考え難いから（なお、上記認定事実（18）のとおり、原告は、平成二〇年四月二六日付け通知書において、被告が本件墓地の管理業務に係る入金状況の報告をしなかったことを解除原因の一つとして挙げている。）、Z2の上記供述をたやすく信用することはできず、被告の上記主張を採用することはできない。

被告は、原告に対し、毎月、墓地販売契約を締結して永代使用料を入金した墓地利用者名簿、墓地区画、管理費の顧客一覧データ等をファクシミリにより送信して報告を行っていたから、被告に報告義務違反はない旨主張し、これに沿う証拠として、被告が原告に対して送信したというファクシミリ送信書や永代使用料及び管理料の入金一覧表を提出する。しかし、上記証拠によっても、原告が被告に対して被告の財務状況を説明するよう求めた時点、すなわち本件差押命令が発令された平成二〇年一月以降に、被告が原告に対して上記一覧表をファクシミリにより送信したことを認めることはできない。仮に、これが認められたとしても、その送信した内容は、永代使用料及び初回管理料の一覧表のみであり、その他の収支（次年度以降の管理料や実際に本件墓地の管理運営に要した経費の額及びその内訳等）や永代使用料等が入金される本件墓地口座の残高等を何ら明らかにするものではないから、これにより被告が報告義務を尽くしたとはいえないというべきである。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

被告は、被告が平成二〇年四月一九日頃に原告から同月二一日をもって本件管

理委託契約を解除するとの告知を受けたことはない旨主張する。しかし、同月一九日頃に原告が本件墓地の管理棟の鍵を交換し、Z3及び被告の従業員が管理棟に自由に出入りすることができなくなったこと、同月二二日以降、被告が本件墓地の管理運営業務を行っていないことは、いずれも当事者間に争いが無いところ、これらの経過からしても、原告が被告に対して同月二一日をもって本件管理委託契約を解除する旨の意思表示をしたことが推認されるというべきである。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

被告は、原告の解除の意思表示には催告期間の猶予がないから無効である旨主張するが、上記説示のとおり、被告の報告義務違反により本件管理委託契約の基礎となる当事者間の信頼関係は破壊されたというべきであり、したがって、原告が無催告で行った解除の意思表示も有効であるというべきであるから、被告の上記主張は、採用することができない。

- (2) 以上より、本件管理委託契約は、その他の終了原因について検討しなくとも、被告の債務不履行に基づく解除を原因として終了したというべきである。

### 三 争点(2)(被告の不当利得返還義務の有無及びその額)について

本件管理委託契約においては、被告が永代使用者から受領した一年分の管理料をもって原告の被告に対する一年分の業務委託料の支払に充当していた(前提となる事実(4)。当事者間に争いが無い)ところ、上記二で説示したとおり、本件管理委託契約は平成二〇年四月二一日に終了したことからすれば、同月二二日以降の業務委託料は発生しないから、被告が永代使用者から受領した同年分の管理料のうち同日以降の管理料に相当する額については、被告においてこれを利得する法律上の原因を欠くというべきである。

そうすると、被告は、原告に対し、不当利得に基づき、平成二〇年四月二二日から同年一二月三一日までの間の管理料に相当する額として、次の計算式のとおり四八二万五九一五円(小数点以下切捨て)を返還すべき義務を負うというべきである。なお、これに対する遅延損害金の始期については、不当利得返還債務は期限の定めのない債務であり、債務者は履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うから(民法四一二条三項)、原告が被告に対して上記請求をしたことが明らかな訴状送達の日(翌日)である平成二四年六月一六日とするのが相当である。

(計算式) 六九五万三八七八円(平成二〇年分の管理料(前提となる事実(5))) × 二五四日(平成二〇年四月二二日から同年一二月三一日までの日数) ÷ 三六六日

被告は、平成二〇年四月二一日までの時点において同年分の管理料を上回る管理費を負担したから、被告に同年分の管理料について不当利得はない旨主張する。しかし、上記説示のとおり、被告が永代使用者からの管理料を取得できるのは、それが本件管理委託契約に基づく業務委託料の支払に充当されるからであり、同月二一日をもって本件管理委託契約が終了した以上、被告には同月二二日以降の業務委託

料を受領する権利はなく、したがって、同日以降の管理料に相当する額を利得する法律上の原因もないといわざるを得ない。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

#### 四 争点（3）（被告の本件管理委託契約に基づく受取物引渡義務の有無）について

原告は、被告が本件墓地の永代使用者から受領した管理料合計約二七〇〇万円は本件管理委託契約に基づく事務処理に当たり被告が原告のために受領した金銭であるから、民法六四六条一項に基づき、被告には上記金員を原告に引き渡す義務がある旨主張するが、上記管理料が本件管理委託契約の委託の趣旨に反して使用されたことを認めるに足りる的確な証拠はない（被告が原告に対して会計報告をしなかったことをもって直ちに上記事実を推認することはできない。）から、原告の上記主張は、理由がない。

### 五 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し不当利得に基づき四八二万五九一五円及びこれに対する平成二四年六月一六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める部分について理由があるからこの限りで認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

民事第28部

（裁判官 本多健司）

## 宗教法人「乗性寺」の規則変更認証処分に係る 審査請求に対する裁決（平成27年9月7日）

### 裁 決 書

審査請求人総代 X

上記審査請求人から平成27年5月15日付けで提起された宗教法人乗性寺の規則の変更の認証に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件審査請求は、棄却する。

#### 不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、岐阜県知事が平成27年2月13日付けで行った宗教法人乗性寺（以下「乗性寺」という。）の規則の変更（以下「本件規則変更」という。）の認証について、本件規則変更を申請した総代、責任役員及び代表役員の地位は無効であり、権限のない者によってなされた本件規則変更の申請は無効であるから、本件規則変更の認証は、違法、不当であるとして、その取消しを求めるというものである。

なお、本件規則変更の内容は、責任役員の資格及び選定について規定した乗性寺規則（以下「規則」という。）第9条第1項について、第1号「この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者0人」、第2号「総代が選定した者2人」とあるのを、第1号「この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者1人」、第2号「総代が選定した者1人」に改めるものである。

#### 裁 決 の 理 由

宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第28条第1項は、宗教法人の規則の変更に関する認証に当たって審査すべき要件として、その変更しようとする事項が法その他の法令の規定に適合していること（同項第1号）及びその変更の手續が法第26条の規定に従ってなされていること（同項第2号）を挙げ、これらの要件を備え

ていると認めるときは、所轄庁は、その規則の変更を認証する旨を決定しなければならないとしている。

規則認証のためにする所轄庁の審査については、認証申請書の添付書類の記載によって申請に係る事案が法第28条第1項各号にかかげる要件を満たしているか否かを審査することを原則としつつ、法第27条に基づき提出された書類について、その証明すべき事実の存否に合理的な疑いがあるときは、その疑いを解明するための調査を行うことができると解される。

以下、これらの点を踏まえて、検討する。

#### 1 総代の地位について

まず、本件規則変更に同意した総代の地位について検討する。

- (1) 審査請求人は、乗性寺においては、総代は門徒たちにより選ばれる慣習となつているところ、本件規則変更を申請した総代3名(A, B, C(以下「Aら3名」という。))は、門徒たちにより選ばれた総代である証拠はなく、乗性寺が独断で選定の外形を作出したものにすぎないこと、また、仮にAら3名の総代の地位が有効であったとしても、平成25年5月までには、門徒たちはAら3名を解任しているため、Aら3名の総代の地位は、本件規則変更の申請時には無効であるから、本件規則変更申請は無効であること等を主張している。
- (2) 規則第36条においては、規則を変更しようとするときは、「責任役員の定数の全員及び総代の同意」を要すると規定されている。
- (3) 処分庁に提出された本件規則変更認証申請書に添付された総代の同意書では、Aら3名の総代が本件規則変更に同意したとしており、あわせて、Aら3名が総代であることを代表役員が証明する旨の書面が添付されている。

また、処分庁は、乗性寺に対し、本件規則変更に同意した総代が規則に従って選定された者であることを証する資料の提出を求めたところ、乗性寺から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを任期とする総代の選定について、真宗大谷派の宗務総長宛ての「責任役員・総代選定届」(以下「選定届」という。)が提出された。この選定届には、届出時点の代表役員及び就任する総代全員の署名・押印がされており、本件規則変更の同意及び申請を行った時点におけるAら3名の総代の地位の有効性を疑うべき事情があったとは認められない。

なお、規則第16条においては、「この寺院には、3人の総代を置く」と規定され、また、真宗大谷派の門徒条例第8条においては、住職は、総代の就任等を遅滞なく宗務総長に届け出なければならないと規定されていることから、少なくとも規則に定められた職務権限については、規則で定められ、真宗大谷派の宗務総長に届け出た総代3名のみが、これを行行使することができるものと解するのが相当である。

(4) 以上のことから、Aら3名が本件規則変更の同意及び申請を行った時点における総代であったと確認することができるため、審査請求人の主張は採用することができない。

## 2 責任役員の地位について

次に、本件規則変更に同意した責任役員の地位について検討する。

(1) 処分庁に提出された平成26年10月11日の責任役員会議事録によると、代表役員以外の責任役員としてD及びEが本件規則変更に同意しており、また、これら2人の者が責任役員であることを代表役員が証明する旨の書面が併せて提出されている。

(2) 審査請求人は、責任役員Eについては、平成25年5月以降の総代が選定した事実はなく、その地位は無効であること、また、Eが責任役員と称するようになったのは平成26年以降のことであるから、平成25年5月以降に総代の地位にはないAら3名は、Eを責任役員として選定することはできないことから、その地位は無効であること等を主張している。

また、審査請求人は、責任役員Dについては、乗性寺は、規則第9条第1項第1号に基づき責任役員としてDの選定を行っているが、規則では、第9条第1項第1号に基づく選定を予定しておらず、文言上選定することが不可能であること等を主張している。

(3) 規則第36条においては、規則を変更しようとするときは、「責任役員の定数の全員及び総代の同意」を要すると規定されている。

(4) 処分庁は、乗性寺の代表役員であるFらが、平成26年7月8日に処分庁を訪れた際に、「乗性寺規則の責任役員の資格及び選定に関し、包括団体の真宗大谷派に保管されている書類と、県に認証された規則の規定が異なっており、実際の運用は真宗大谷派に提出した内容で運用されてきた。」との趣旨の発言があったことから、本件規則変更に同意した責任役員が、正当な責任役員であるか審査する必要があると判断し、乗性寺に対し、証拠書類等の提出を求める調査を行った。

(5) この処分庁の調査に対し、乗性寺から提出された平成26年10月8日付けの真宗大谷派の宗務総長宛ての選定届には、Eが、平成26年10月5日から平成27年3月31日までを任期とする、規則第9条第1項第2号に基づいて選定された責任役員であり、Aら3名の総代が責任役員の選定に同意している旨が記載されている。

以上のことから、Eが本件規則変更の同意及び申請を行った時点における責任役員であったと確認することができるため、審査請求人の主張は採用することができない。

(6) また、乗性寺から提出された平成24年3月14日付けの真宗大谷派の宗務総長宛ての選定届には、Dが、平成24年4月28日から平成27年3月31日までを任期とする、規則第9条第1項第1号に基づいて選定された責任役員であり、Aら3名の総代が責任役員の選定に同意している旨が記載されているが、あわせて、乗性寺から

提出された平成27年1月31日の総代会議事録には、Aら3名の総代が全員出席し、「平成24年3月14日、Dが乗性寺の責任役員として選定されたこと、今日までDが責任役員として事務の決定をしてきたことを追認」すること、及び「予備的に、乗性寺規則9条1項2号に基づいてDを乗性寺の責任役員に選定」することを全会一致で決議した旨が記載されている。

- (7) 責任役員の選定等を定めた規則第9条第1項の内容については、東京高等裁判所平成26年(ネ)第2523号建物明渡請求控訴事件、同第3298号原状回復の裁判申立事件の平成27年2月10日判決（以下「平成27年2月判決」という。）において、「少なくとも昭和34年以降、被控訴人（審査庁注：乗性寺）においては、本件規則9条1項1号に基づき、代表役員が責任役員1名を選定する運用が行われてきたものと認められ」、「包括団体である真宗大谷派の管長の承認を受けた規則と岐阜県知事の認証を受けた規則との間に齟齬が存在する本件においては、前者の内容に従って、責任役員の選定の適法性を判断するのが相当である」と判断されたところである。なお、同判決については、最高裁判所へ上告されている。
- (8) 平成27年2月判決の考え方に立つと、平成27年1月31日の総代会の決議を待つまでもなく、Dの責任役員の選定は有効と解され、平成27年1月31日の総代会の決議は確認的な意味しか持たないことになる。
- (9) また、仮に、岐阜県知事の認証を受けた規則の内容に従って、責任役員の選定の適法性を判断するのが相当という考え方に立つとしても、規則第9条第1項第2号の要件は「総代」の「選定」であるところ、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを任期とする総代として真宗大谷派の宗務総長宛ての選定届が提出されているAら3名が、平成27年1月31日の総代会において、全会一致で前述の決議をしている以上、本件規則変更の同意及び申請を行った時点におけるDの責任役員の地位は有効と解するのが相当である。
- (10) 以上のことから、いずれの考え方に立つとしても、Dが本件規則変更の同意及び申請を行った時点における責任役員であったと解するのが相当であるため、審査請求人の主張は採用することができない。
- (11) なお、審査請求人は、平成24年4月1日を任期の始期とする総代であるAら3名が、平成24年3月12日にDの責任役員の選定に同意しているにもかかわらず、処分庁がこのような選定を有効としたことは処分の根拠となる事実を欠いており、裁量の逸脱濫用に当たることは明らかであり、取消しを免れえないと主張しているので、この点について付言する。

確かに、Aら3名の総代の任期の始期は平成24年4月1日であるから、Dの責任役員の選定に同意した時点では、Aら3名は総代ではなかったことになる。

しかしながら、Dの責任役員就任は平成24年4月28日にFが住職に任命されることを前提とするものであり、現にDが責任役員に就任したのも同日であることに照

らすと、Dの責任役員就任時に総代の地位にある者による同意は、むしろその同意を求めた規定の趣旨にも沿うものというべきであり、また、Dの責任役員就任時において、Aら3名が従前の意向を翻して選定に同意しない旨の意思を表明したというような事情もうかがわれない。

したがって、審査請求人が指摘する上記の点は、Dの責任役員の選定を無効とするまでの瑕疵には当たらないと判断するのが相当である。

### 3 代表役員の地位について

さらに、本件規則変更の同意及び申請を行った代表役員の地位について検討する。

(1) 審査請求人は、規則変更を申請した代表役員Fは、規則第9条第1項第1号に基づき選定された責任役員Dと、門徒たちによって選定されていない総代(Aら3名)により住職の任命の申請がされ、住職となった結果、規則第6条第1項に基づき代表役員の地位に就いているため、Fの代表役員の地位は、その前提である住職任命申請が有効に行われていないことから無効であること等を主張している。

(2) 規則第6条第1項においては、「代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる」と規定され、規則第36条においては、規則を変更しようとするときは、「責任役員の定数の全員及び総代の同意」を要すると規定されている。

(3) 宗教法人の代表権を有する者の氏名、住所及び資格については、法第52条第2項第6号の規定により登記事項とされており、また、法第53条の規定により、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に、変更の登記をしなければならないとされている。また、法第9条の規定により、登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされている。

乗性寺からは、処分庁に対し、平成24年5月17日に法第9条の規定に基づき、代表役員をFに変更した旨の代表役員変更届が登記事項証明書を添えて提出されており、Fの代表役員の地位の有効性を疑うべき事情があったとは認められない。

(4) 以上のことから、Fが本件規則変更の同意及び申請を行った時点における代表役員であったと確認することができるため、審査請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも認めることができない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年9月7日

文部科学大臣 下村博文

## 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）（平成28年2月10日）

（1）都道府県宛て

27文宗務第52号

平成28年2月10日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長

大金伸光

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成26年6月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。）が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）によって、宗教法人法の一部が改正され、平成28年4月1日に施行されます。

ついては、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対して御周知願います。

## (2) 宗教法人宛て

27文宗務第52号

平成28年2月10日

各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員 殿

文化庁文化部宗務課長

大金伸光

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成26年6月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審査」という。）が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）によって、別紙1のとおり、宗教法人法の一部が改正され、平成28年4月1日に施行されますので通知します。

今回の改正は、新行審査の施行に伴う技術的及び形式的なものであり（改正の概要は、別紙2を参照）、宗教法人事務について、従来の取扱いと大きく異なる点はありません。

なお、包括宗教法人にあっては、その内容について、包括する宗教法人に対し、御周知願います。

別紙 1

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

改正後	現行
<p>(<u>認証の取消し</u>)            第八十条（略）            2～6（略）            [削除]</p> <p>(<u>審査請求</u>の手続における諮問等)            第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。            2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内にしなければならない。</p> <p>(<u>審査請求</u>と訴訟との関係)            第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>附則 抄  <u>(施行期日)</u></p>	<p>(<u>認証の取消し</u>)            第八十条（略）            2～6（略）            7 <u>第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(<u>不服申立て</u>の手続における諮問等)            第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。            2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあつた日から四月以内にしなければならない。</p> <p>(<u>不服申立て</u>と訴訟との関係)            第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定

<p><u>その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(罰則に関する経過措置)</u></p> <p><u>第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(その他の経過措置の政令への委任)</u></p> <p><u>第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</u></p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

改正の概要

1 行政手続法第 27 条第 2 項の引用規定の削除（宗教法人法第 80 条第 7 項関係）

新行審法の施行に伴い，行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 27 条第 2 項が削除されるため，当該条項を引用する宗教法人法第 80 条第 7 項について削除するものである。

2 不服申立ての一元化に伴う用語の整備（宗教法人法第 80 条の 2 及び第 87 条関係）

新行審法の施行に伴い，現行の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立ては，原則として審査請求に一元化されることから，異議申立て又は審査請求を総称して引用している「不服申立て」を「審査請求」に改める等の所要の措置を講じるものである。

（参考）不服申立前置の存置

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）では，不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする，いわゆる「不服申立前置」について，なお存置する必要があるものを除いて，廃止することとされている。

宗教法人法第 87 条は，いわゆる「不服申立前置」を規定しているが，本条項については，存置されることとなった。したがって，宗教法人法第 80 条の 2 第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは，従来どおり，当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ，提起することができない。

## 平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）

28文宗務第5号  
平成28年5月6日

各都道府県

宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長  
大金伸光

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号、以下「政令」という。）が、本年5月2日に施行されましたが、これに伴う宗教法人事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

### 記

1 本政令は、平成28年熊本地震による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく特定非常災害として指定し、同法第3条から第6条において規定する各種特別措置の適用について定めたものである。

2 平成28年熊本地震による災害の被害者は、政令第2条及び第4条により、平成28年4月14日以後に履行期限の到来する義務について、期限内に履行されなかった場合であっても、平成28年7月29日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任は問われないこととされた。

したがって、宗教法人法第25条第1項及び第4項、第49条の3第1項、第52条第1項、第53条、第54条、第56条から第58条まで、第59条第1項及び第3項、第60条並びに第61条に規定する義務の履行期限が、平成28年4月14日以後に到来するものについて、平成28年7月29日までに履行された場合は、同法第88条第4号、第5号、第7号及び第9号に規定する過料に処すための措置を行わないこととなる。

(参考)

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(抄)(平成八年法律第八十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法律第一百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができ

る。

2～4（略）

○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○宗教法人法（抄）（昭和二十六年四月三日法律第二百二十六号）

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第二十五条 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2・3（略）

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所  
所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に

提出しなければならない。

5 (略)

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2～4 (略)

(設立の登記)

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 (略)

(変更の登記)

第五十三条 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十七条 第四十三条第一項又は第二項(第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第五十八条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十九条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をし

なければならない。

- 一 宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。)主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内
- 三 宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 (略)

- 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

六 (略)

七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 (略)

九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。

十・十一 (略)

## 宗教法人に係る過料通知事務の取扱いについて（通知）

28文宗務第15号  
平成28年7月26日

各都道府県

宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長  
大金伸光

### 宗教法人に係る過料通知事務の取扱いについて（通知）

平素から宗務行政に御尽力いただき、御礼申し上げます。

平成28年5月6日付け貴職宛て28文宗務第5号文化庁文化部宗務課長通知「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）」において、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項及び第4項、第49条の3第1項、第52条第1項、第53条、第54条、第56条から第58条まで、第59条第1項及び第3項、第60条並びに第61条に規定する義務の履行期限が、平成28年4月14日以後に到来するものについて、平成28年7月29日までに履行された場合は、同法第88条第4号、第5号、第7号及び第9号に規定する過料に処すための措置を行わないこととなる旨を通知したところですが、平成28年7月30日以後の取扱いについては、下記の事項に御留意願います。

### 記

宗教法人法第25条第4項の規定により提出しなければならない宗教法人の事務所備付け書類の一部の写しが適正に提出されていない場合の対応、過料に関する留意事項等については、平成10年3月3日付け10文宗第12号文化庁文化部宗務課長通知「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について（通知）」において通知しているところであるが、その運用に当たっては、平成28年熊本地震により書類の写しの期限までの提出が困難となっている場合には、宗教法人の実情に応じて適切に対応していただきたい。

その際、例えば、震災により提出すべき書類の写しを所轄庁に提出していない宗教法人に対し、り災証明書等の提出を求めることや個別に事情を聴取するなどの対応が考えられる。

## 平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱いについて

平成28年熊本地震により甚大な被害が発生し、多くの公益的な施設等が被災した。これら地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のために、宗教法人などの公共・公益法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすものとして主務官庁（文部科学大臣，都道府県知事）の確認を受けたものについては、税制上の優遇措置の対象となる。

その具体的な取扱い等については次のとおりである。

### （1）通知

事務連絡  
平成28年9月9日

各都道府県私立学校主管課，宗教法人事務担当課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
公立大学を設置する各地方公共団体担当課 御中  
各文部科学省所管独立行政法人担当課  
各大学共同利用機関法人担当課  
日本私立学校振興・共済事業団担当課

文部科学省大臣官房政策課

### 平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の 復旧のための指定寄附金の取扱いについて

日頃より，文部科学行政の推進に御理解，御協力を賜りありがとうございます。

このたび，平成28年8月26日付けで，別添のとおり財務省告示第248号が公示されるとともに，「平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領」（以下「取扱要領」という。）が発せられました。

平成28年熊本地震により被災した国立大学法人，公立大学法人，独立行政法人，学校法人，私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。），宗教法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金が，同告示に基づき一定の要件の下に寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われます。

指定寄附金の扱いは、取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。

各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、所轄の宗教法人に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

(税制上の優遇措置)

寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除)の対象となります。

また、法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

#### 記

- 1 取扱要領「三 主務官庁における手続き等」中、主務官庁たる都道府県知事から財務省への報告について、募金の主体が別表に記載する法人である場合には、文部科学省を經由して行うこととするので、財務省へ提出する書類については、別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

#### 別 表

法人の種類	送付・連絡先
学校法人	文部科学省高等教育局私学行政課
準学校法人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
宗教法人	文化庁文化部宗務課
公立大学法人	文部科学省高等教育局大学振興課

別 添

**寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の  
計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件**

(平成二十八年五月十三日財務省告示第一五八号)

最終改正 平成二十八年八月二十六日財務省告示第二百四十八号により第二号追加

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十八年五月十三日以後に支出された寄附金について適用する。

なお、平成二十八年熊本地震による災害の復旧のために平成二十八年八月二十六日から平成三十五年十二月三十一日までの間に支出された寄附金(第二号に掲げるものに該当するものに限る。)は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号)第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一 (略)

二 法人税法別表第一に掲げる法人(港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。)、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号)附則第四条第二項(収益事業の範囲に関する経過措置)に規定する特例民法法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第三項(定義)に規定する認定特定非営利活動法人、同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人である法人(以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。)に対して支出された寄附金(その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱(寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。)に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十八年八月二十六日から平成三十年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁(所轄庁を含む。以下この号において同じ。)の確認を受けた場合(法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成三十一年一月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。)におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。)で、公共・公益法人等が事業の用に供していた次に掲げる固定資産(公共・公益法人等のうち公共法人以外

の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるものの全額

イ 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地で、平成二十八年熊本地震により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。ロにおいて「被災建物等」という。）

ロ 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の平成二十八年熊本地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

## (2) 平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領

### 一 適用要件等

#### 1. 対象法人

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成28年5月13日財務省告示第158号）本文第2号に基づき、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの原状回復に充てるために募集される寄附金として、財務大臣が指定した寄附金（以下「熊本地震復旧寄附金」という。）について、指定の対象となる法人は、以下の法人（以下「公共・公益法人等」という。）とする。

- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人（港務局及び地方公共団体を除く。）
- ・ 法人税法別表第2に掲げる公益法人等
- ・ 特例民法法人
- ・ 認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人、同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人である法人をいう。以下同じ。）

#### 2. 対象施設等

熊本地震復旧寄附金の募集の対象となる施設等は、次の①及び②に掲げるもの（以下「建物等」という。）とする。なお、建物については、通常は一棟ごとに一の建物等とするが、一の建物を区分して利用している場合には、その部分ごとに一の建物等とする。また、この場合において、各部分が組み合わせられて一つの機能を有する場合には、機能単位ごとに一の建物等とすることができる。

- ① 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地のうち、次の要件を全て満たすもの
  - ② ①以外の固定資産で①に掲げる固定資産の熊本地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたものうち次の要件を全て満たすもの
- ・ 公共・公益法人等がその目的とする事業の用に供していた建物等（公益法人等、特例民法法人又は認定NPO法人にあっては、これらの法人が行う収益事業（法人税法第2条第13号に規定する収益事業）以外の用に専ら供していたものに限る。）であること。

なお、収益事業の用及び収益事業以外の用に併用されている一の建物等については、その熊本地震復旧寄附金の募集対象施設等の判定は、募集対象費用の額の算定において、一定の合理的基準（床面積での按分等）に基づき収益事業の用に供する部分を除

いたものを対象とすることにより行うものとする。

- ・ 熊本地震により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること。

なお、一の建物を区分して利用している場合において、一の部分又は機能単位で見れば破損の程度が軽微であっても、他の部分の破損の状況によって建物の全体を改修しなければ本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難である場合には、当該一の建物（一棟）全体を対象とすることができるものとする。

### 3. 募集対象費用

熊本地震復旧寄附金の募集の対象となる費用の額は、熊本地震により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、当該公共・公益法人等の自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む。）、借入金及び補助金によって賄えない部分とする。

（注）当該滅失又は損壊をした建物等の規模・機能を大幅に拡張する部分については対象とならない。

### 4. 指定寄附金の確認申請

公共・公益法人等が熊本地震復旧寄附金を募集しようとする場合には、後述二の手続により当該公共・公益法人等に係る主務官庁に確認の申請を行うものとする。なお、主務官庁とは、公共・公益法人等の設立の認可等をする主管の行政機関をいう。

### 5. 指定対象期間

主務官庁に平成 28 年 8 月 26 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において主務官庁が平成 31 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めるときは、同日までに確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から 3 年を経過する日までの間に募集した寄附金が対象となる。

## 二 熊本地震復旧寄附金を募集する公共・公益法人等の手続等

### 1. 募集開始の申請

熊本地震復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等は、以下の書類を作成・添付して、主務官庁に確認の申請をすること。主務官庁とは、例えば公益社団・財団法人に係る行政庁、学校法人、社会福祉法人、宗教法人又は認定 N P O 法人に係る所轄庁、特例民法法人に係る旧主務官庁が該当する。

なお、作成書類については、別添の記載要領にしたがって記載すること。

(1) 作成書類

- ① 確認申請書（様式1）
- ② 募集要綱（様式2）
- ③ 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）（様式3）
- ④ 建物等の概要（様式4）
- ⑤ 公共・公益法人等の概要（様式5）

(2) 添付書類

- ① 既往3年間に終了した各事業年度の決算書。なお、提出日の属する事業年度に係る予算書がある場合には、当該予算書及び既往2年間に終了した各事業年度の決算書
- ② 建物等が熊本地震により滅失又は損壊をしたことを証明する書類(罹災証明書など。なお、罹災証明書では補修なしには建物等が本来の機能を果たさない、ないしはその利用が困難であることが不明な場合には、その旨を説明する書類を添付すること)
- ③ 募集の対象となる費用の算定の基礎となる資料(工事請負契約書又は工事見積書の写しなど)

(注) 上記書類のうち、主務官庁に既に提出済みのもや主務官庁が証明済みのものなどについては添付不要。また、被災により消失するなどのやむを得ない事情がある場合には、代替となるもので差し支えない。

2. 募集開始時

上記1.の確認申請につき、主務官庁より確認書（様式6）の交付を受けた公共・公益法人等（以下「指定法人」という。）は、指定寄附金として熊本地震復旧寄附金の募集を開始することができる。指定法人は、募集要綱をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該募集要綱に則り、熊本地震復旧寄附金の募集を行うこと。

3. 募集期間中

(熊本地震復旧寄附金の管理)

(1) 指定法人は、寄附者から熊本地震復旧寄附金を受け入れた場合には、主務官庁の確認書の写しを添えて、寄附者に寄附受領書（受領書例：様式7）を発行すること。なお、その寄附受領書には、寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記するとともに、指定法人は発行した寄附受領書の控えを5年間保存すること。

また、熊本地震復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正

等の事実があった場合又は熊本地震復旧寄附金の指定期限が到来した場合には、その後受け入れる寄附金については当該確認書の交付ができなくなることとなるため、それ以後の寄附金は指定寄附金とならないことに留意すること。

(注)募集目標額を超えて寄附金を受け入れることは募集要綱に則っていないこととなるため、寄附金を受け入れる際には、募集目標額を超えないよう自己管理すること。なお、募集目標額に達した場合には、後述の「4. 募集の終了時」の手続が必要となる。

(2) 指定法人は、寄附者から受け入れた熊本地震復旧寄附金を専用口座などで管理し、建物等の原状回復事業に充てる目的以外の引出しを行わないよう適切に熊本地震復旧寄附金の管理を行うこと。

また、熊本地震復旧寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理を行うこと。

(情報公開)

(3) 受け入れた熊本地震復旧寄附金について、原状回復事業に必要な費用に充てるために支出する場合には、建築業者などの支出先から領収書を徴求するとともに、当該領収書を5年間保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

(4) 極力、1月ごとの寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績(支出ごとの費目、建築業者などの支出先及び金額)について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(年次報告)

(5) 指定法人は、募集期間中に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後2月以内に以下の年次報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

① 作成書類

- イ 熊本地震復旧寄附金実績報告書(年次報告)(様式8)
- ロ 寄附金に係る事業及び資金概況書(年次報告)(様式9)
- ハ 寄附金実績一覧表(様式10)

② 添付書類(既に提出したものを除く)

- イ 原状回復事業に係る収支明細書

ロ 寄附金専用口座などの写し

#### 4. 募集の終了時

指定法人は、熊本地震復旧寄附金の募集期間が終了した場合又は募集目標額に達した場合には、直ちに熊本地震復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、募集期間の終了時又は募集目標額に達した時から1月以内に以下の募集終了報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。

##### (1) 作成書類

- ① 熊本地震復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）（様式 11）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）（様式 12）
- ③ 寄附金実績一覧表（様式 10）

##### (2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

#### 5. 原状回復事業終了前に事業年度が終了した場合

指定法人は熊本地震復旧寄附金の募集の終了後、原状回復事業が完了するまでの間に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後2月以内に以下の事業報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

##### (1) 作成書類

- ① 熊本地震復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）（様式 13）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）（様式 12）

##### (2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

#### 6. 原状回復事業を変更する場合

指定法人は、確認を受けた熊本地震復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更をせざるを得ないときには、募集開始の申請時の手続に準じて、事業計画の変更の理由及び変更後の寄附事業の具体的内容を説明するのに必要な書類を添えて主務官庁に申請し、主務官庁から当該変更が適当であることの確認を受けること。ただし、

この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

#### 7. 不正等の事実があった場合

指定法人について、熊本地震復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったこと、この取扱要領に則って手続を行わなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならなくなった場合には、主務官庁の確認書を主務官庁に返還し、手続前述の「4. 募集の終了時」の手続を行うこと。

なお、指定法人が熊本地震復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

不正等の事実があった指定法人は、熊本地震復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により直ちに公表するとともに、その不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要な費用に充てられたものの額を控除した残額）について、主務官庁の指示にしたがって処理を行うものとする。

#### 8. 原状回復事業の完了時

指定法人は、熊本地震復旧寄附金を受けて行う原状回復事業が完了した場合には、原状回復事業の完了時から1月以内に以下の完了報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。

##### (1) 作成書類

- ① 熊本地震復旧寄附金実績報告書（完了報告）（様式14）
- ② 寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）（様式15）
- ③ 建物等の概要（様式4）

##### (2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

### 三 主務官庁における手続等

#### 1. 確認申請時

主務官庁は、熊本地震復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等から、確認の申請を受けた時は、提出された申請書類を確認の上、熊本地震復旧寄附金の募集が適当であると判断される場合には、確認書（様式6）を発行する。

なお、主務官庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物等の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成31年1月1日から平成32年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができる。この確認を受ける期限として主務官庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間である平成30年12月31日から1年間延長した平成31年12月31日とするものとする。

主務官庁は、確認書を発行した場合には、当該確認書の写し及び申請書類の写しについて主務大臣を通じてすみやかに財務省に提出すること。財務省は、主務官庁が確認した旨を財務省ホームページで公表する。

申請書類については、以下の事項に特に留意して確認すること。また、申請書類では熊本地震復旧寄附金の募集が適当であるか不明な場合には、適宜公共・公益法人等から聞き取りを行ったり、必要となる資料の提出を求めたりすること。

#### (1) (様式2) 募集要綱

##### ① 寄附金を募集する目的及び使途内容

- ・ 公共・公益法人等の自己所有する建物等のうち、公共・公益法人等の公益目的事業などの本来事業の用に専ら供される建物等の原状回復事業に充てられるものであること
- ・ 破損の程度が軽微なものは対象としていないこと
- ・ 公共・公益法人等の財政状況等に鑑み、到底達成できない事業を対象としていないこと

##### ② 募集目標額

- ・ 募集目標額に達した場合には、指定対象期間であっても指定寄附金の募集を終了しなければならないので、自己管理を徹底するよう求めること

##### ③ 募集期間

- ・ 主務官庁の確認の日の翌日から3年を超えて集めた寄附金は指定寄附金の対象とはならないことを周知すること

##### ④ 寄附金の受入れ

- ・ 受け入れた寄附金を適切に管理するために、原則として指定寄附金の専用口座

を設け、その口座を通して指定寄附金の受入れ及び原状回復事業に充てる目的で資金の払出しを行い、その目的以外の払出しを行わないよう求めること

⑤ 情報公開

- ・ 募集要綱の公表について記載されていない場合は不可
- ・ 寄附金の募集実績、原状回復事業実績及び支出実績の公表については、任意的記載事項であるので、記載がなくても可。ただし、寄附金の募集実績については極力1月ごとに、原状回復実績及び支出実績については極力1年ごとに公表するよう求めること

⑥ 募集に要する経費の額

- ・ 通常想定されない費用や、不相当に高額な金額が記載されている場合は不可
- ・ 受け入れる寄附金の〇%は不可

(2) (様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)

- ・ 「⑧ 寄附事業の概要」の「原状回復費」欄の合計額と、「事業費の内訳(資金計画)」欄の合計額(「自己資金」欄から「熊本地震復旧寄附金」欄の総合計額)が一致していること

(3) (様式4) 建物等の概要

① 「⑤ 建物等の規模」、⑥ 非収益事業部分の規模

- ・ ( ) 内には、総面積又は面積よりもその建物等の規模を表すのに適当な尺度がある場合には記載を求めること

② 「⑦ 新たに付加された機能」

- ・ 被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能が追加・拡張されている場合や構造・材質などに変更がある場合には記載を求めること

③ 「⑧ 非収益事業割合」

- ・ 被災建物等が収益事業以外の用に専ら供されていたかどうか判定するに当たって、少なくとも被災建物等のこの欄に記載されている割合が8割を下回っていないかどうかを確認すること

④ 「⑨ 原状回復超過割合」

- ・ ⑥欄及び⑦欄に記載された事項を総合的に勘案して、被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されていると認められる場合には、大幅に拡張・変更されている部分として合理的に計算される割合の記載を求めること

(4) (様式5) 公共・公益法人等の概要

- ・ 公共・公益法人等の事業の概要及び財政状況などから、原状回復事業について適正かつ確実に実施できることを確認すること

## 2. 募集の開始後から原状回復事業の完了時まで

主務官庁は、募集の開始後から原状回復事業の完了の時まで、熊本地震復旧寄附金の募集及び原状回復事業について、募集要綱及びこの取扱要領に則って適正に行われるよう求めること。なお、指定法人について主務官庁による監督権限がなくなる場合には、熊本地震復旧寄附金の対象法人とはならなくなることに留意すること。

### (年次報告等)

主務官庁は、指定法人から年次報告、募集終了報告、募集終了後事業報告及び完了報告がなされた場合には、その内容について募集要綱及びこの取扱要領に照らして適当かどうか確認し、寄附金の使途等に不審な点を把握した場合には、指定法人に問い合わせをすること。なお、問い合わせた結果、是正されない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

また、年次報告等の提出がなされない場合には、その旨を指定法人に問い合わせるとともに、問い合わせをしても提出がなされない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

なお、主務官庁は、募集終了報告及び完了報告について確認を行った場合には、すみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項について修正又は削除を行う。また、主務官庁は、年次報告等の確認を行ったのち、所管する各指定法人の年次報告等の書類の写しを年度ごとに取りまとめて主務大臣を通じて財務省に提出すること。

### (原状回復事業の変更の申請があった場合)

主務官庁は、指定法人から確認をした熊本地震復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更の申請があった場合において、提出された申請書類を確認の上、その変更後の事業が適当であると判断される場合には、その変更の確認をすること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

なお、主務官庁は、変更の確認をした場合には、申請書類の写し及び確認書を再発行した場合には再発行した確認書の写しをすみやかに主務大臣を通じて財務省に提出すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項に変更が生ずる場合には、該当事項の修正を行う。

### (不正等の事実があった場合)

主務官庁は、指定法人について寄附金の募集が募集要綱に則っていないこと、この取扱要領に則って手続を行わないことその他不正等の事実があった場合には、主務官庁が

発行した確認書の返還を求めるとともに、上述二七．「不正等の事実があった場合」の手続を行うよう求める。指定法人が熊本地震復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

この場合において、主務官庁は、指定法人に、直ちに熊本地震復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう求める。

なお、指定法人について不正等の事実があった場合及び指定法人が確認書の返還に応じない場合には、主務官庁はすみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

また、不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額）については、寄附者に返還又は地方公共団体に寄附をするか、原状回復事業に充当して事業を速やかに終了させるか、その時において採りうる適切な方法により処理を行うよう指導するものとする。

以 上

別 添

## 記 載 要 領

各様式の記載に当たっては、次の事項に留意して記載すること

### 一 共通的事項

- ・ 該当様式の「住所（所在地）」の欄には募集する法人の主たる事務所の所在地を記載すること
- ・ 該当様式の「募集目標額」、「募集方法」及び「募集期間」の欄については募集要綱に記載した募集目標額、募集方法及び募集期間を記載すること

### 二 個別的事項

#### （様式 2）募集要綱

#### 1 寄附金を募集する目的及び用途内容

- ・ 平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）により滅失又は損壊をした建物等の原状回復に必要な資金に充てるためのものであることを記載すること
- ・ その原状回復事業に係る施設等についてできるだけ具体的に記載すること

#### 2 募集方法

- ・ インターネットを利用して募集するなど、広く一般に募集を行う方法を具体的に記載すること。インターネット以外の方法としては、例えば官報公告などが該当する
- ・ 区域及び範囲を限定して募集する旨の方法は、広く一般に募集を行う方法とはならないので、記載しないこと

#### 3 募集目標額

原状回復事業に要する費用（募集経費を含む）のうち、寄附金によって賄う額（自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む）、借入金及び補助金では賄えない額）を記載すること

#### 4 寄附金の募集を行う期間

- ・ 平成▲年▲月▲日（主務官庁の確認日の翌日）から平成○年○月○日（3年を超えない範囲内で募集に必要な期間）までに募集する旨を記載すること
- ・ なお、後日主務官庁の確認日の翌日を記入すること

#### 5 寄附金の受入れ

- ・ 専用口座などへの銀行振込みによることを記載すること
- ・ 寄附金控除等の税制上の優遇措置を受ける寄附者に対して、当法人が発行する寄附受領書を交付する手続を記載すること

#### 6 受け入れた寄附金の管理の方法

- ・ 専用口座などで管理を行うことを記載すること

- ・ 寄附金を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理することを記載すること
- 7 情報公開
- ・ 募集要綱についてインターネットその他適切な方法により公表する旨を記載すること
  - ・ 寄附金の募集実績，原状回復事業実績及び支出実績について，適時に，インターネットその他適切な方法により公表することを記載すること
  - ・ 必要費用の支出に係る領収書を5年以上保存し，その保存期間中に寄附者等から閲覧の求めがあった場合には，これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き，求めに応じる旨を記載すること
- 8 募集に要する経費の額
- ・ 募集する寄附金により募集経費を賄う場合に記載すること
  - ・ 例えば領収書を発行する際の通信費や募集用のホームページ開設費など具体的な科目及び金額を記載すること
  - ・ 募集経費として見込まれないものや，募集目標額に比して高額なものは記載しないこと

**(様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)**

- 1 「③原状回復費」
- ・ 実施する原状回復事業の総事業費(様式4の⑩欄の合計額)を記載すること
- 2 「⑦寄附金の募集の目的」
- ・ ( )内に対象となる施設等の名称(建物，構築物，敷地など)を記載すること
- 3 「⑧寄附事業の概要」
- ・ 「原状回復事業の概要」の欄には，建物等の種類ごとに具体的な施設等の修復等に係る事業の内容(例：事務所の建替え，本殿の屋根の修復など)を記載すること
  - ・ 「原状回復費」の欄には，当該原状回復建物等に係る事業費(様式4の⑩欄の金額)を記載すること((内募集対象限度)欄には当該原状回復建物等に係る様式4の⑪欄の金額を記載すること)
  - ・ 「事業費の内訳(資金計画)」の欄には原状回復費のうちそれぞれの資金項目を充当する予定の金額を記載すること
  - ・ 熊本地震復旧寄附金の合計欄の金額は「④③のうち募集目標額」に記載した金額と一致させること。また，当該合計欄の金額は，「原状回復費」の「(内募集対象限度)」の欄の合計額の範囲内の金額であること

**(様式4) 建物等の概要**

※ 被災建物等とは熊本地震により滅失又は損壊をした建物等をいう

※ 原状回復建物等とは原状回復する建物等をいう(被災建物等と変更がない事項は同左と記載すること)。

- 1 「①建物等の種類及び名称」
  - ・ 様式3の⑧欄に記載した具体的な種類及び施設等の名称を記載すること
- 2 「②所在地」
  - ・ 建物等の所在地を記載すること。
- 3 「③取得又は建築年月日」
  - ・ 確認申請時における原状回復建物等にあつては、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載すること
- 4 「④使用目的」
  - ・ 建物等の使用目的を非収益事業と収益事業に分けてそれぞれ具体的に(〇〇事業のためなど)記載すること
- 5 「⑤建物等の規模」
  - ・ 総面積の欄については、建物等の総面積を登記簿謄本、仕様書、設計図面などを確認して記載すること
  - ・ ( ) 欄については建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度(全長など)がある場合には( ) 内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること
- 6 「⑥非収益事業部分の規模」
  - ・ 建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、その非収益事業部分の規模を記載すること
  - ・ ( ) 欄については非収益事業部分の建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度(全長など)がある場合には( ) 内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること
- 7 「⑦新たに付加された機能」
  - ・ 非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能に新たに追加又は拡張がある場合(例えばエレベータの設置など)や構造・材質などに変更がある場合(例えば木造から鉄筋造など)にはその拡張・変更について具体的に記載すること
- 8 「⑧非収益事業割合」
  - ・ 建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、一定の合理的基準(⑥欄の値を⑤欄の値で除した値など。ただし、この計算で使用する尺度は一致させること)に基づき、非収益事業の用に供している割合を記載すること
- 9 「⑨原状回復超過割合」
  - ・ 非収益事業部分の被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されている場合に記載すること
  - ・ 非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等とを比べて原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合を合理的な基準(建物の規模、追加された機能の価額な

ど)に基づき算出し記載すること

(⑥欄に記載された面積が合理的な基準であるとすれば、例えば⑥欄の原状回復建物等の値を⑥欄の被災建物等の値で除した値から1を減算した値が原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合となる)

10 「⑩原状回復にかかる総事業費」

- ・ 建物等の工事請書等を確認して、当該建物等に係る総事業費の金額を記載すること

11 「⑪募集対象限度額」

- ・ ⑩欄に記載した金額に⑧のA欄に記載した値を乗じた金額を1に⑨欄の値を加算した値で除した金額を記載すること

**(様式5) 公共・公益法人等の概要**

1 「③法人格」

- ・ 募集法人の法人格を記載すること

2 「④設立許可年月日」

- ・ 主務官庁等による設立許可を受けた年月日を記載すること。なお、公益社団法人や認定NPO法人などにあつては、認定日についても併記すること

3 「⑤代表者氏名及び住所」

- ・ 申請時の代表者の氏名及び代表者の住所を記載すること

4 「⑥事業の概要」

- ・ 募集法人が現に行っている事業の概要を記載すること

5 「⑦収支内訳等」

- ・ 募集法人の申請の日の属する事業年度の予算書及び既往2年間に終了した各事業年度の決算書を確認して、それぞれ該当の項目を記載すること
- ・ 提出日の属する事業年度に係る予算書がない場合には、既往3年間に終了した各事業年度について記載すること

**(様式7) 寄附受領書**

※ 寄附受領書には、財務大臣の指定した寄附金の告示番号(平成28年5月13日付財務省告示第158号)を記載するとともに、寄附者が寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記すること

1 「発行番号」

- ・ 受け入れた熊本地震復旧寄附金ごとに発行番号を記載すること(発行番号は一連番号で交付すること)

**(様式8) 熊本地震復旧寄附金実績報告書(年次報告)**

- 1 「受領書発行番号」
  - ・ 今回の報告期間に発行した寄附受領書の番号を記載すること
- 2 「前年度までの報告書」
  - ・ 前年度までに受け入れた熊本地震復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額の累積を記載すること（初年度は記載不要。それ以降は前年度の合計欄の件数・金額を記載すること）
- 3 「今年度の報告書」
  - ・ 今回の報告期間に受け入れた熊本地震復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額を記載すること

#### （様式 9）寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）

※ 以下の項目以外の項目については（様式 3）の項目を参照して記載すること

- 1 「④当年度末までの募集実績額」
  - ・ 当年度末までに熊本地震復旧寄附金として受け入れた寄附金の実績額を記載すること
- 2 「⑤寄附事業の概要」のうち
  - ・ 「契約年月日」の欄には、原状回復工事を契約した年月日を記載すること
  - ・ 「進捗率」の欄には、今回の報告期間までの各工事の進捗率を記載すること
  - ・ 「事業費の支出状況」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費を支払済みのもの、未払いのものにそれぞれ区分して記載すること
  - ・ 「熊本地震復旧寄附金充当額」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費のうち支払済みの額に充当した熊本地震復旧寄附金の金額を記載すること  
(注) 熊本地震復旧寄附金充当額は「原状回復費（内募集対象限度）」の欄の金額を超えないようにすること
- 3 「事業費の内訳」
  - ・ 既に提出した熊本地震復旧寄附金に係る事業及び資金概況書（様式 3）の事業費の内訳（資金計画）の合計欄に記載した金額をそれぞれ記載すること
  - ・ （内支払済額）の欄には、今回の報告期間までに支払った金額をそれぞれ記載すること

#### （様式 10）寄附金実績一覧表

- 1 「報告期間」
  - ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとすること
- 2 「⑤今回の募集合計額」
  - ・ 今回の報告期間に受け入れた熊本地震復旧寄附金の合計額を記載すること
- 3 「⑥今回までの募集実績額」

- ・ 募集開始から現在（報告期間の末日）までに受け入れた熊本地震復旧寄附金の合計額を記載すること
- 4 「⑦達成率」
- ・ ⑥の金額を③の金額で除した金額を記載すること
- 5 それ以外の欄について
- ・ 今回の報告期間に発行した受領書発行番号ごとにそれぞれの項目を記載すること  
（注）受領額の合計欄が（様式8）の今年度の報告書の合計寄附額に一致しているようにすること

**（様式11）熊本地震復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）**

- 1 「受領書発行番号」
- ・ 募集期間に発行した寄附受領書の最終発行番号を記載すること
- 2 「募集実績額」
- ・ 募集期間に受け入れた熊本地震復旧寄附金の合計額を記載すること

**（様式12）寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告・募集終了後事業報告）**

※ 以下の項目以外の項目については（様式9）の項目を参照して記載すること

- 1 「報告期間」
- ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとし、募集終了後事業報告（募集終了の日の属する事業年度に限る。）にあつては、募集終了の日の翌日から募集終了の日の属する事業年度終了の日までとすること
- 2 「募集実績額」
- ・ 募集期間に受け入れた熊本地震復旧寄附金の合計額を記載すること

**（様式14）熊本地震復旧寄附金実績報告書（完了報告）**

- 1 「原状回復費」
- ・ 実施した原状回復事業の総事業費を記載すること
- 2 「自己資金」
- ・ 支出した総事業費のうち、自己資金により充当した金額を記載すること
- 3 「借入金」
- ・ 支出した総事業費のうち、他からの借入金により充当した金額を記載すること
- 4 「補助金」
- ・ 支出した総事業費のうち、国等からの補助金を受けた場合の、その補助金により充当した金額を記載すること
- 5 「募集実績額」
- ・ 支出した総事業費のうち、熊本地震復旧寄附金として受け入れた寄附金により充当し

た金額を記載すること

**(様式15) 寄附金に係る事業及び資金実績報告書(完了報告)**

※ 以下の項目以外の項目については(様式3)の項目を参照して記載すること

1 「募集実績額」

- ・ 募集期間に受け入れた熊本地震復旧寄附金の合計額を記載すること

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

担当者

連絡先

熊本地震により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について

このたび、熊本地震により滅失又は損壊をした公益的な施設等の原状回復に要する費用に充てるものとして、別添募集要綱により寄附金を募集するので、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成28年5月13日財務省告示第158号）本文第2号の確認をしていただきたく、必要書類を添えて申請します。

(様式2)

熊本地震により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱  
(ひな型)

募集法人名	公益財団法人 ○○○○
募集責任者	理事長 ○○○
募集を行う事務所所在地	××県××市××町×一×一×
連絡先	00-0000-0000 (担当: ○○○○)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容

当法人が、熊本地震により滅失又は損壊をした当法人が所有する○○○(建物の具体的な名称)及び○○○(構築物の具体的な名称)の原状回復に要する費用に充てるための寄附金を募集します。

2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページにより広く全国に募集を行います。

3. 募集目標額

○○百万円

4. 寄附金の募集を行う期間

平成▲年▲月▲日(主務官庁の確認日の翌日)から平成○年○月○日までとします。

5. 寄附金の受け入れ

寄附金は下記の専用口座への銀行振込により募集します。

専用口座: ○○銀行 ○○支店 口座名: ○○○○○○ 口座番号: ○○○○○○

(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(平成28年5月13日財務省告示第158号)本文第2号に基づく寄附金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、主務官庁の確認書の写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法

上記の専用口座で管理します。また、寄附を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理します。

## 7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。

また、寄附金の募集実績については〇〇日ごとに、原状回復事業実績及び支出実績については〇〇月ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにて公表します。

なお、支出に係る領収書は5年以上保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。

## 8. 募集に要する経費の額

領収書を送付する際の切手代等として、〇〇万円

当法人のホームページにおける原状回復事業の報告サイトの開設費として、〇〇万円

以 上

寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)

①法人名				②住所				
③原状回復費		円		④③のうち 募集目標額		円		
⑤募集期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		⑥募集方法				
⑦寄附金の募集の目的		公益事業の用に供している ( ) の原状回復の費用に充当						
⑧ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原状回復事業の概要	復旧工事 の実施期間	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の内訳(資金計画)			
			自 年 月 至 年 月	千円 (内 )	千円	千円	千円	熊本地震 復旧寄附金 千円
				(内 )				
				(内 )				
	募集経費			(内 )				
	合 計			(内 )				

(様式3)

(用紙 日本工業規格A4)

## 建 物 等 の 概 要

		建 物 等		建 物 等	
		被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等	被 災 建 物 等	原 状 回 復 建 物 等
① 建物等の種類及び名称					
② 所在地					
③ 取得又は建築年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 使用目的	非収益 事業用				
	収益事 業用				
⑤ 建物等の規模	総面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	( )				
⑥ 非収益事業 部分の規模	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	( )				
⑦ 新たに付加された機能		/		/	
⑧ 非収益事業割合 (⑥/⑤)			A		A
⑨ 原状回復超過割合					
⑩ 原状回復にかかる総事業費			円		円
⑪ 募集対象限度額 $\left[ \frac{\text{⑩} \times \text{⑧のA}}{1 + \text{⑨}} \right]$			円		円

(様式4)

(用紙 日本工業規格A4)

公 共 ・ 公 益 法 人 等 の 概 要

① 法 人 名		② 所 在 地		
③ 法 人 格		④ 設 立 許 可 年 月 日		
⑤ 代 表 者 氏 名 及 び 住 所				
⑥ 事 業 の 概 要				
⑦ 収 支 内 訳 等	事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ~ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ~ 年 月 日 (予算)
	1. 収入の部			
	(1) 基本財産運用収入			
	(2) 補助金等収入			
	(3) その他公益事業に係る収入			
	(4) 収益事業収入			
	2. 支出の部			
	(1) 公益事業支出			
	(2) 収益事業支出			
	(3) 管理費			
	3. 資産の部			
	(1) 純資産額			
(2) うち基本財産額				

(様式5)

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者

殿

〇〇〇〇大臣

〇〇 〇〇印

熊本地震により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄附金の  
募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成 年 月 日付で申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成28年5月13日財務省告示第158号）本文第2号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

確認対象寄附金

熊本地震により滅失又は損壊をした〇〇及び  
〇〇の原状回復に要する費用に充てるために  
募集する寄附金

指定寄附金の募集期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで



平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

熊本地震復旧寄附金実績報告書（年次報告）

熊本地震により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成28年5月13日付財務省告示第158号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った寄附事業の実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

募集目標額	法人		個人		合計	
	件数	寄附額	件数	寄附額	件数	寄附額
前年度までの報告書		千円		千円		千円
今年度の報告書						
合計						

(用紙 日本工業規格 A4)

## 寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）

（報告期間：平成 年 月 日～平成 日 月 日）

①法人名						②住所					
③募集目標額		円				④当年度末までの募集実績額		円			
⑤ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原状回復事業の概要	復旧工事 の実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の支出状況		熊本地震復旧 寄附金充当額		
			自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内 )	千円	千円	千円		
						(内 )					
						(内 )					
	募集 経費					(内 )					
合 計						(内 )					
事業費の内訳 (内 支払済額)							自己資金 (内 )	借入金 (内 )	補助金 (内 )	熊本地震 復旧寄附金 (内 )	

(様式9)

(用紙 日本工業規格A4)

# 寄 附 金 実 績 一 覧 表

(報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日)

① 法人名				② 住 所					
③ 募集目標額		千円		④ 募 集 期 間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
⑤ 今回の募集合計額		千円		⑥ 今回までの募集実績額		千円		⑦ 達成率 (⑥/③)	%
受領書発行番号	寄附者名及び代表者名	住	所	業 種	寄附年月日	受 領 額	受領累計額		
					年 月 日	千円	千円		
		合		計					

(様式10)

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

熊本地震復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）

熊本地震により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成28年5月13日付財務省告示第158号）につき、当該寄附金の募集が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、寄附金の募集実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

受領書発行番号	No. 〇 〇 〇 〇 〇 1 ~ No.
募集期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
募集目標額	円
募集実績額	円

寄 附 金 に 係 る 事 業 及 び 資 金 概 況 書 (募集終了報告・募集終了後事業報告)

(報告期間：平成 年 月 日 ~ 平成 日 月 日)

①法人名						②住所							
③原状回復費		千円		④募集目標額		千円		⑤募集実績額		千円		⑥達成率 (⑤/④)	%
⑦ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原状回復事業の概要		復旧工事 の実施期間	契約 年月日	進捗 率	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の支出状況		熊本地震復旧 寄附金充当額			
				自 年 月 至 年 月	年 月	%	千円 (内 )	千円	千円	千円			
							(内 )						
							(内 )						
	募集 経費						(内 )						
合 計							(内 )						
事業費の内訳 (内 支払済額)								自己資金	借入金	補助金	熊本地震復旧寄附金		
								(内 )	(内 )	(内 )	(内 )		

(様式12)

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

熊本地震復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）

熊本地震により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成 28 年 5 月 13 日付財務省告示第 158 号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

熊本地震復旧寄附金実績報告書（完了報告）

熊本地震により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成28年5月13日付財務省告示第158号）につき、当該寄附を受けて行う原状回復事業が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、当該原状回復事業実績を別紙資料を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

原 状 回 復 費		円
自 己 資 金		円
借 入 金		円
補 助 金		円
募 集 実 績 額		円

## 社寺明細帳について

### —— 国文学研究資料館の所蔵目録 ——

文化庁文化部宗務課

#### 1 本資料の目的

社寺明細帳とは、神社明細帳、寺院明細帳、仏堂明細帳などを合わせた総称である。これらの明細帳は、現行の宗教法人制度以前に行政機関で用いられた公的な台帳である。神社明細帳は昭和 21 年の国家による神社管理の廃止まで、寺院明細帳は昭和 15 年の宗教団体法の施行時まで公証力を有した。

現在、都道府県における宗教法人事務主管部局課から、本課宛てに社寺明細帳に関して、問合せがある。宗教法人の同一性証明（承継証明）に係る判断に際して、宗教法人側から提出された各種資料に合わせて、各県で保管している社寺明細帳が用いられているためである。後述するように、社寺明細帳は県及び国で保管されていたため、各県にて残存しない社寺明細帳の所在の有無に関する内容が、主な照会内容である。

本資料では、社寺明細帳に関する概要を紹介するとともに、本課の前身である文部省調査局宗務課が保管していた社寺明細帳について、現在所蔵する国文学研究資料館の所蔵目録を掲載する。

#### 2 行政部局課の変遷と資料の移管

明治初頭の宗務行政組織は変遷が著しいため、本資料に関わる事項のみ述べる。

明治 5 年 3 月 14 日に、教部省が設置され、明治 10 年 1 月 11 日には、内務省社寺局となった。明治 33 年 4 月 27 日に、内務省の神社局と宗教局が設置され、神社行政と宗務行政は、分離された。

神社行政について、内務省神社局は昭和 15 年 11 月 9 日に廃止され、外局として昇格となり、神祇院が設置された。終戦後、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（昭和 20 年 12 月 15 日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号（民間情報教育部）終戦連絡中央事務局経由日本政府ニ対スル覚書、通称「神道指令」）を経て、「行政整理実施ノ為ニスル内務省官制中改正等ノ件」（昭和 21 年 1 月 31 日勅令第 59 号）が公布、同年 2 月 1 日に施行された。これにより、内務省の外局であった神祇院が廃止され、神社の国家管理が終了した。以降、内務省が保管していた神社明細帳は、文部省に移された。

宗務行政について、大正 2 年 6 月 13 日に、内務省の宗教局は廃止され、文部省宗教局となった。これにより内務省に保管されていた寺院明細帳は、文部省に移った。その後、

5度の名称変更を経て、文部省調査局宗務課時代の昭和36年4月に、保管していた社寺明細帳は、文部省大学学術局史料館に移された。

昭和47年5月には、文部省内の組織である国文学研究資料館に改組された。現在は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構を構成する機関の一つとなっている。現在、同館には神社明細帳(551冊)、寺院明細帳(148冊)、仏堂明細帳(90冊)が保管されている。

### 3 社寺明細帳の沿革

社寺明細帳の淵源は古く、明治維新後に政府が、神社と寺院の実態を把握するため、調査を行っていたことに始まる。まず、寺院については「府藩県管内寺院本末寺号等ヲ録上セシム」(明治3年7月28日太政官布告第493号)、同伴(同日太政官布告第494号)が発せられた。これにより、民部省は、各府藩県に対して、その管轄区域内にある本山と末寺の関係、境内地や檀家数、所有する山林などを報告させた。神社については、「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」(明治3年閏10月28日太政官布告第779号)により、国内大小神社の明細を報告させている。

数度にわたる制度の改変を経て、明治12年に、ようやく所期の内容に近い台帳を整備した。内務省達乙第31号(明治12年6月28日)により、「府県下、神社・寺院明細帳、従前提出ノモノ不備ニツキ、別紙書式ニヨリ再調製、提出ノ件」が定められた。内務省は、府県に対し、書式を示して、神社明細帳(鎮座地、社格、社名、祭神、由緒、建物、境内、境内神社、氏子等、氏子のないものは崇敬者)、寺院明細帳(所在地、宗派名、寺名、本尊、由緒、建物、境内仏堂、境内庵室、檀徒、檀徒なきものは信徒)等を精密に報告させることを求めた。それらは各郡・市別に、目録を付けて編成されたのである。神社のうち、伊勢の神宮と官国幣社は除外され、官国幣社の明細帳は、別途調製された。その後、明細帳の記載事項に、異動が生じたときには、毎月(後に半年ごとに変更)取りまとめて、内務省へ報告させた。これにより本省と府県とが、常に同じ内容の明細帳が備えつけられるようになった。

寺院明細帳は、前掲の明治12年の内務省達に基づき、制度が持続した。寺院明細帳に登載された寺院は、「宗教団体法」(昭和14年4月8日法律第77号)が昭和15年4月1日から施行された際には、同法に基づく寺院となり、寺院明細帳の役目は終えた。

神社明細帳については、内務省令第6号(大正2年4月21日)により、「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等ニ関スル件」が定められ、従前の関連法令の75件が廃止された。神社明細帳は大幅に様式が改正され、官国幣社・府県社以下神社・招魂社・遥拝所・官修墳墓の五つにつき改めて作成された。なお、本省令は、内務省令第5号(昭和21年2月2日)で廃止された。

宗教団体法の廃止後に制定された「宗教法人令」(昭和20年12月28日勅令第719号)

は、当初は神社神道が対象外であった。勅令 70 号（昭和 21 年 2 月 2 日）により改正され、神社も加わり、明細帳に記載された神社は、同令に基づく宗教法人とみなされたのである。

#### 4 掲載目録について

本資料で紹介する目録は、国文学研究資料館史料館編『史料叢書 7 社寺明細帳の成立』（名著出版、平成 16 年）所収の「社寺明細帳道府県郡市別残存状況一覧表」（353～364 ページ）を掲載したものである。閲覧の際には、次の点に注意されたい。

- ・ 本表は、国文学研究資料館が所蔵する社寺明細帳の道府県別細目である。
- ・ 道府県の配列は、日本十進分類法（NDC）に準じて同館が付した地理コードに従った。
- ・ 郡市区・支庁は 50 音順に配列した。名称は残存している簿冊の表記をそのまま採用し、区域の変更や簿冊間の異動は考慮していない。また、明細帳が別に調製された官国幣社（一部県郷村社）は、神社名を郡市区・支庁名の後に 50 音順に配列した。
- ・ 「神社」、「寺院」、「仏堂」、「宝物」は、それぞれ神社明細帳、寺院明細帳、仏堂明細帳、寺院仏堂宝物目録帳を表し、残存状況は○印をもって示した。ただし、区域内社寺明細帳の全てが記載されて残存しているとは限らない。

なお、目録の転載に際しては、国文学研究資料館及び株式会社名著出版から許可を得た。

#### 5 連絡先

各都道府県の所轄庁におかれては、社寺明細帳について、まずは都道府県の公文書館に問合せをされたい。公文書館が設置されていないところは、行政文書管理の主管部局課に照会するとよい。

各所にて、明細帳の保管が確認できない場合には、本資料に掲載した目録を参照した上で、国文学研究資料館の図書館に連絡をすることが望ましい。

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館  
〒190-0014 東京都立川市緑町10-3  
電話 050(5533)2900(代表)

(参考)

国文学研究資料館 館蔵社寺明細帳データベース

[http://base1.nijl.ac.jp/infolib/meta\\_pub/G0036054jinjya](http://base1.nijl.ac.jp/infolib/meta_pub/G0036054jinjya)

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物	
10	北海道	阿寒郡	○				
		旭川市	○	○			
		厚岸郡	○				
		厚田郡	○				
		網走郡	○				
		網走支庁			○		
		虻田郡	○				
		足寄郡	○				
		石狩郡	○				
		石狩支庁			○		
		磯谷郡	○				
		胆振支庁			○		
		岩内郡	○				
		有珠郡	○				
		歌棄郡	○				
		浦河支庁			○		
		雨竜郡	○				
		枝幸郡	○				
		奥尻郡	○				
		渡島支庁			○		
		忍路郡	○				
		小樽郡	○				
		小樽市	○	○			○
河西郡	○						
河西支庁			○				
河東郡	○						
樺戸郡	○						
上磯郡	○				○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		上川郡 (石狩国)	○			
		上川郡 (天塩国)	○			
		上川郡 (十勝国)	○			
		上川支庁		○		
		亀田郡	○			
		茅部郡	○			
		川上郡	○			
		北見市	○			
		釧路郡	○			
		釧路市	○			
		釧路支庁		○		
		久遠郡	○			
		札幌郡	○			
		札幌市	○	○		
		様似郡	○			
		沙流郡	○			
		静内郡	○			
		標津郡	○			
		島牧郡	○			
		積丹郡	○			
		斜里郡	○			
		白老郡	○			
		白糠郡	○			
		後志支庁		○		
		寿都郡	○			
		瀬棚郡	○			
		宗谷郡	○			
		宗谷支庁		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		空知郡	○			
		空知支庁		○		
		高島郡	○			
		千歳郡	○			
		天塩郡	○			
		十勝郡	○			
		常呂郡	○			
		苫前郡	○			
		中川郡 (天塩国)	○			
		中川郡 (十勝国)	○			
		新冠郡	○			
		爾志郡	○			
		根室郡	○			
		根室支庁		○		
		野付郡	○			
		函館市	○	○		
		花咲郡	○			
		浜益郡	○			
		美国郡	○			
		檜山郡	○			
		檜山支庁		○		
		広尾郡	○			
		太櫛郡	○			
		古宇郡	○			
		古平郡	○			
		幌泉郡	○			
		幌別郡	○			
		増毛郡	○			

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		松前郡	○			
		三石郡	○			
		室蘭郡	○			
		室蘭市	○			
		紋別郡	○			
		山越郡	○			
		夕張郡	○			
		勇払郡	○			
		余市郡	○			
		利尻郡	○			
		留萌郡	○			
		留萌支庁		○		
		礼文郡	○			
		樺太神社				
		護国神社				
		札幌神社				
		函館八幡宮				
		遥拝所				
21	青森県	青森市		○		
		上北郡		○		○
		三戸郡		○		○
		下北郡		○		○
		津軽郡				○
		中津軽郡				○
		東津軽郡				○
		弘前市		○		
		南津軽郡				○
22	岩手県	胆沢郡				○

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		磐井郡				○
		岩手郡		○		○
		江刺郡				○
		上閉伊郡				○
		北岩手郡				○
		九戸郡		○		○
		気仙郡		○		○
		下閉伊郡		○		○
		紫波郡		○		○
		西磐井郡				○
		西閉伊郡				○
		西和賀郡				○
		二戸郡		○		○
		稗貫郡		○		○
		東磐井郡				○
		東和賀郡				○
		南岩手郡				○
		盛岡市		○		
		和賀郡		○		
		護国神社				
		駒形神社				
23	宮城県	伊具郡	○	○		○
		石巻市	○			
		牡鹿郡				○
		刈田郡	○	○		○
		加美郡	○			○
		栗原郡	○			○
		黒川郡	○			○

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		志田郡	○			○
		柴田郡	○	○		○
		仙台区				○
		仙台市	○	○		○
		玉造郡	○	○		○
		遠田郡	○			○
		登米郡	○			○
		名取郡	○	○		○
		宮城郡	○	○		○
		本吉郡	○			○
		桃生郡	○			○
		亘理郡	○	○		○
		護国神社				
		鹽竈神社				
		志波彦神社				
		遥拝所				
24	秋田県	秋田市		○	○	○
		雄勝郡			○	○
		鹿角郡			○	○
		河辺郡			○	○
		北秋田郡		○	○	
		仙北郡			○	○
		平鹿郡			○	○
		南秋田郡		○	○	
		山本郡			○	
		由利郡			○	○
25	山形県	飽海郡				○
		北村山郡	○			○

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		酒田市	○			
		鶴岡市	○			○
		西置賜郡	○			○
		西田川郡	○			○
		西村山郡	○			○
		東置賜郡	○			○
		東田川郡	○			○
		東村山郡	○			○
		南置賜郡	○			
		南村山郡	○			○
		最上郡	○			
		山形市	○			○
		米沢市	○			○
		上杉神社				
		大物忌神社				
		月山神社				
		護国神社				
		出羽神社				
		湯殿山神社				
26	福島県	安積郡			○	
		安達郡			○	
		石城郡		○	○	
		岩瀬郡		○	○	
		北会津郡			○	
		信夫郡			○	
		相馬郡		○		
		伊達郡		○	○	
		東白川郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		福島市		○		
		双葉郡				○
		南会津郡				○
		耶麻郡		○	○	
		若松市		○		
		伊佐須美神社				
		都々古別神社				
31	茨城県	稲敷郡	○	○		
		岡田郡	○			
		鹿島郡	○			
		北相馬郡	○			○
		久慈郡	○	○		
		猿島郡	○	○		
		多賀郡	○	○		
		筑波郡				○
		土浦市	○			
		豊田郡	○			
		那珂郡	○	○		
		行方郡	○	○		
		新治郡		○		○
		西茨城郡	○	○		
		西葛飾郡	○			
		東茨城郡	○	○		
		真壁郡	○			○
		水戸市	○			
		結城郡	○	○		○
		大洗磯前・酒列磯 前神社				

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		護国神社				
		常磐神社				
32	栃木県	下都賀郡			○	
		護国神社				
33	群馬県	吾妻郡	○			○
		伊勢崎市	○			
		碓氷郡	○			○
		邑楽郡	○			○
		甘楽郡	○			
		桐生市	○			○
		群馬郡	○			○
		佐波郡				○
		高崎市	○			○
		多野郡	○	○		
		利根郡	○			○
		新田郡	○			○
		前橋市	○			○
		山田郡	○			○
		護国神社				
		貫前神社				
34	埼玉県	入間郡	○	○		
		浦和市	○			
		大里郡	○			
		大宮市	○			
		川口市	○			
		川越市	○		○	
		北足立郡	○		○	
		北葛飾郡	○	○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		北埼玉郡	○			
		熊谷市	○			
		児玉郡	○		○	
		秩父郡	○		○	
		比企郡	○			
		南埼玉郡	○			
		遥拝所				
35	千葉県	安房郡	○		○	
		夷隅郡	○		○	
		市川市	○			
		市原郡	○		○	
		印旛郡	○	○		
		海上郡	○			○
		香取郡	○			
		君津郡	○	○	○	
		山武郡	○		○	
		匝瑳郡	○			○
		千葉郡	○	○		
		千葉市	○	○		
		銚子市	○			
		長生郡	○		○	
		東葛飾郡	○			○
		護国神社				
		玉前神社				
36	東京府	荏原郡		○		
		大島		○		
		小笠原		○		
		北多摩郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		北豊島郡		○		
		神津島		○		
		東京市赤坂区	○	○		
		東京市浅草区	○	○		
		東京市麻布区	○			
		東京市足立区	○	○		
		東京市荒川区	○	○		
		東京市板橋区	○	○		
		東京市牛込区	○	○		
		東京市江戸川区	○	○		
		東京市荏原区	○			
		東京市王子区	○	○		
		東京市大森区	○	○		
		東京市葛飾区	○	○		
		東京市蒲田区	○	○		
		東京市神田区	○			
		東京市京橋区	○	○		
		東京市小石川区	○	○		
		東京市麴町区	○	○		
		東京市下谷区	○	○		
		東京市品川区	○	○		
		東京市芝区	○	○		
		東京市渋谷区	○	○		
		東京市城東区	○	○		
		東京市杉並区	○	○		
		東京市世田谷区	○	○		
		東京市滝野川区	○	○		
		東京市豊島区	○	○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		東京市中野区	○	○		
		東京市日本橋区	○			
		東京市深川区	○	○		
		東京市本郷区	○			
		東京市本所区	○	○		
		東京市向島区	○	○		
		東京市目黒区	○	○		
		東京市四谷区	○	○		
		東京市淀橋区	○	○		
		利島		○		
		豊多摩郡		○		
		新島		○		
		西多摩郡		○		
		八王子市	○	○		
		八丈島		○		
		南葛飾郡		○		
		南多摩郡		○		
		三宅島		○		
		日枝神社				
38	神奈川県	愛甲郡	○			
		足柄下郡	○			
		小田原市	○			
		鎌倉郡	○	○		
		鎌倉市	○			
		川崎市	○			
		高座郡	○			
		橘樹郡	○			○
		津久井郡	○			

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		都筑郡	○			○
		平塚市	○			
		藤沢市	○			
		三浦郡	○	○		○
		横須賀市	○			
		横浜市	○			
		鎌倉宮				
		寒川神社				
		鶴岡八幡宮				
41	新潟県	岩船郡	○	○		
		柏崎市	○			
		刈羽郡	○		○	
		北魚沼郡	○	○		
		北蒲原郡	○	○	○	
		古志郡	○	○		
		佐渡郡	○	○		
		三条市	○			
		三島郡	○			
		高田市	○			
		中魚沼郡	○	○		
		長岡市	○	○		
		中蒲原郡	○	○	○	
		中頸城郡	○	○		
		新潟市	○			
		西蒲原郡	○	○	○	
		西頸城郡	○	○		
		東蒲原郡	○		○	
		東頸城郡	○	○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		南魚沼郡	○			
		南蒲原郡	○		○	
		招魂社				
		遥拝所				
42	富山県	射水郡		○		○
		上新川郡		○		○
		下新川郡		○		○
		高岡市		○		
		富山市		○		
		西砺波郡		○		○
		婦負郡		○		○
		東砺波郡		○	○	○
		水見郡		○		
		射水神社				
		雄山神社				
43	石川県	石川郡	○	○		○
		江沼郡	○			○
		鹿島郡	○			○
		金沢市	○			○
		河北郡	○	○		○
		小松市	○			
		珠洲郡	○			○
		七尾市	○			
		能美郡	○			○
		羽咋郡	○	○		○
		鳳至郡	○			○
		尾山神社				
		気多神社				

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		護国神社				
		菅生石部神社				
		白山比咩神社				
		遥拝所				
44	福井県	足羽郡	○	○		
		今立郡	○			
		大飯郡	○	○		
		大野郡	○	○		
		遠敷郡	○	○		
		坂井郡	○			
		敦賀郡	○	○		
		南条郡	○			
		丹生郡	○	○		
		福井市	○			
		三方郡	○	○		
		吉田郡	○			
		金崎宮				
		気比神宮				
		藤島神社				
		若狭彦神社				
51	山梨県	北都留郡	○			
		北山梨郡	○			
		中巨摩郡	○			
		西八代郡	○			
		西山梨郡	○			
		東八代郡	○	○		
		東山梨郡	○			
		南巨摩郡	○			

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		南都留郡	○			
		浅間神社				
52	長野県	上田市		○		
		上伊那郡		○		
		北佐久郡		○		
		更級郡		○		
		下伊那郡		○		
		長野市		○		
		松本市		○		
		南佐久郡		○		
		生島足島神社				
		諏訪神社				
		戸隠神社				
		穂高神社				
53	岐阜県	安八郡			○	○
		稲葉郡		○	○	○
		揖斐郡		○	○	○
		恵那郡		○		
		大垣市		○		○
		海津郡		○	○	○
		可児郡		○	○	
		賀茂郡		○		
		岐阜市		○	○	○
		郡上郡		○		
		羽島郡		○	○	○
		不破郡		○	○	○
		益田郡		○	○	
		武儀郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		本巣郡		○	○	○
		山県郡			○	○
		養老郡		○	○	○
		吉城郡		○	○	
		伊奈波神社				
		南宮神社				
		無水神社				
		遥拝所				
54	静岡県	安倍郡		○	○	
		引佐郡			○	
		庵原郡		○	○	
		磐田郡		○	○	
		小笠郡		○	○	
		賀茂郡		○		
		静岡市			○	
		志太郡		○		
		清水市			○	
		周智郡			○	
		駿東郡			○	
		田方郡		○		
		榛原郡			○	
		浜名郡			○	
		浜松市			○	
		富士郡			○	
		三島神社				
55	愛知県	愛知郡	○	○		
		渥美郡	○	○		
		海部郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		一宮市	○	○		
		岡崎市	○	○		
		春日井郡	○			
		春日井市	○			
		北設楽郡	○	○		
		瀬戸市	○	○		
		知多郡	○	○		
		豊橋市	○	○		
		中島郡	○	○		
		名古屋市	○	○		
		名古屋市西区		○		
		名古屋市東区		○		
		名古屋市南区		○		
		西春日井郡	○	○		
		西加茂郡		○		
		丹羽郡	○	○		
		葉栗郡	○	○		
		幡豆郡	○	○		
		東春日井郡		○		
		東加茂郡	○	○		
		碧海郡		○		
		宝飯郡		○		
		南設楽郡	○			
		八名郡	○	○		
		熱田神宮				
		大泉神社				
		真清田神社				
56	三重県	安濃郡		○	○	○

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		阿山郡		○		
		飯南郡		○	○	○
		一志郡		○	○	○
		員弁郡		○	○	
		宇治山田市			○	
		河芸郡			○	
		桑名郡		○	○	
		鈴鹿郡			○	
		多気郡			○	○
		名賀郡		○		
		三重郡			○	
		南牟婁郡		○		○
		四日市市			○	
		度会郡		○	○	○
		敢国神社				
		桑名神社（県社, 桑名郡）				
		中臣神社（県社, 桑名郡）				
61	滋賀県	伊香郡		○	○	
		犬上郡		○		○
		愛知郡				○
		大津市		○	○	
		蒲生郡		○		○
		神崎郡				○
		栗太郡		○	○	○
		甲賀郡		○	○	○
		坂田郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		滋賀郡		○	○	○
		高島郡		○	○	
		東浅井郡		○	○	
		野洲郡			○	○
		印岐志呂神社（県社, 栗太郡）				
		近江神宮				
		大島奥津島神社 （県社, 蒲生郡）				
		小田神社（郷社, 野洲郡）				
		小津神社（県社, 野洲郡）				
		北野神社（県社, 犬上郡）				
		佐久奈度神社（県社, 栗太郡）				
		大將軍神社（村社, 栗太郡）				
		多賀神社				
		建部神社				
		八幡社（村社, 愛知郡）				
		八幡神社（村社, 栗太郡）				
		兵主神社（県社, 野洲郡）				
		日吉神社				

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物	
62	京都府	御上神社					
		天田郡		○	○		
		何鹿郡				○	
		宇治郡	○			○	
		愛宕郡	○	○		○	
		乙訓郡	○			○	
		加佐郡		○		○	
		葛野郡	○	○		○	○
		紀伊郡			○		○
		北桑田郡	○	○		○	
		京都市右京区			○		
		京都市上京区			○		○
		京都市左京区			○		
		京都市下京区			○		○
		京都市東山区			○		
		京都市伏見区			○		
		久世郡					○
		熊野郡	○	○			
		相楽郡	○	○		○	
		竹野郡	○	○			
		綴喜郡	○	○		○	
		船井郡			○		○
		南桑田郡	○	○		○	
		与謝郡	○	○		○	
		出雲神社					
		稻荷神社					
		岩清水八幡宮					
梅宮神社							

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物		
		大原野神社						
		加茂御祖神社						
		加茂別雷神社						
		護王神社						
		籠神社						
		白峰神社						
		建勲神社						
		吉田神社						
		63	大阪府	池田市	○			
				泉大津市	○			
				大阪市	○			
				大阪市北区			○	
				大阪市此花区			○	
				大阪市住吉区			○	
				大阪市東成区			○	
				岸和田市	○			
				北河内郡	○			○
堺市	○					○		
吹田市	○							
泉南郡	○			○		○		
泉北郡						○		
豊中市	○							
豊能郡	○					○		
中河内郡	○					○		
布施市	○							
三島郡	○			○				
南河内郡	○	○		○				
阿倍野神社								

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		生国魂神社				
		四條堰神社				
		招魂社				
		住吉神社				
		枚岡神社				
		水無瀬神宮				
64	兵庫県	明石郡				○
		明石市			○	○
		赤穂郡			○	○
		朝来郡			○	○
		尼崎市			○	○
		有馬郡				○
		出石郡			○	○
		揖保郡			○	○
		印南郡		○		○
		加古郡		○	○	
		加古市				○
		加西郡			○	○
		加東郡			○	○
		川辺郡				○
		神崎郡		○	○	○
		城崎郡				○
		神戸市			○	○
		佐用郡			○	○
		飾磨郡		○		○
		宍粟郡				○
		多可郡				○
		多紀郡				○

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		津名郡			○	○
		水上郡			○	○
		姫路市			○	○
		美方郡				○
		美囊郡		○		○
		三原郡			○	○
		武庫郡		○		○
		養父郡			○	○
		生田神社				
		伊弉諾神社				
		出石神社				
		伊和神社				
		広田神社				
		湊川神社				
		海神社				
65	奈良県	生駒郡	○	○		○
		宇陀郡	○	○		○
		宇智郡	○	○		○
		忍海郡		○		
		葛下郡		○		
		葛上郡		○		
		北葛城郡	○	○		
		磯城郡	○	○		○
		添上郡	○	○		○
		高市郡	○	○		○
		十市郡		○		○
		奈良市		○		○
		広瀬郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		平群郡		○		○
		南葛城郡	○	○		○
		山辺郡	○	○		○
		吉野郡	○	○		
		護国神社				
		談山神社				
		遙拝所				
		吉野神宮				
66	和歌山県	有田郡				○
		伊都郡	○	○		○
		海草郡	○	○		○
		那賀郡	○		○	○
		西牟婁郡	○			○
		東牟婁郡	○			○
		日高郡	○		○	
		和歌山市	○			○
		伊太祁曽神社				
		竈山神社				
		熊野那智神社				
		熊野坐神社				
		熊野速玉神社				
		護国神社				
72	鳥取県	岩美郡	○	○	○	
		気高郡	○	○	○	
		西伯郡	○	○		
		東伯郡	○	○	○	
		鳥取市	○	○	○	
		日野郡	○	○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		八頭郡	○	○	○	
		宇都神社				
		大神山神社				
		護国神社				
		名和神社				
73	島根県	安濃郡		○	○	
		海士郡		○		
		飯石郡		○		
		邑智郡		○	○	
		大原郡		○		
		穩地郡		○		
		鹿足郡		○	○	
		周吉郡		○		
		知夫郡		○		
		那賀郡		○	○	
		仁多郡		○		
		邇摩郡		○	○	
		能義郡		○		
		簸川郡		○		
		松江市		○		
		美濃郡		○	○	
		八束郡		○		
		美保神社				
75	岡山県	阿賀郡				○
		赤磐郡		○	○	
		浅口郡			○	○
		岡山市		○	○	
		邑久郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		小田郡		○		○
		勝田郡			○	
		賀陽郡				○
		川上郡				○
		窪屋郡				○
		児島郡		○		
		後月郡		○	○	○
		下道郡				○
		上道郡		○	○	
		上房郡			○	○
		都宇郡				○
		都窪郡			○	
		哲多郡				○
		苫田郡		○	○	
		津山市			○	
		真庭郡			○	
		御津郡		○	○	
		和気郡		○		
		護国神社				
		中山神社				
		遥拝所				
76	広島県	安芸郡		○	○	○
		安佐郡		○	○	
		芦品郡		○	○	
		尾道市		○	○	
		賀茂郡		○	○	○
		玖珂郡		○		
		呉市		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		甲奴郡		○	○	
		佐伯郡		○	○	○
		神石郡			○	
		世羅郡		○	○	
		高田郡		○	○	○
		高宮郡				○
		豊田郡		○		○
		沼隈郡		○	○	○
		比婆郡		○		
		広島市		○	○	○
		深安郡		○	○	
		福山市		○		
		双三郡		○	○	
		御調郡		○	○	
		三原市			○	
		山県郡				○
77	山口県	厚狭郡	○			
		阿武郡	○			
		宇部市	○			○
		大島郡	○			○
		大津郡	○			
		玖珂郡	○			○
		熊毛郡	○			○
		佐波郡	○			○
		下関市	○			○
		都濃郡	○			○
		豊浦郡	○			
		吉敷郡	○			

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		赤間神宮				
		忌宮神社				
		護国神社				
		住吉神社				
		玉祖神社				
		豊栄神社				
		野田神社				
		遥拝所				
81	徳島県	阿波郡		○		○
		板野郡			○	
		麻植郡		○		○
		海部郡				○
		那賀郡				○
		美馬郡		○	○	○
		名西郡			○	○
		三好郡		○		○
82	香川県	大川郡		○		
		木田郡		○		
83	愛媛県	今治市		○		
		宇和島市		○		
		松山市		○		
		伊曾乃神社				
84	高知県	安芸郡		○		
		香美郡		○		
		高知市			○	
		高岡郡		○	○	
		土佐郡		○	○	
		長岡郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		幡多郡		○	○	
91	福岡県	朝倉郡	○			
		飯塚市	○			
		糸島郡	○	○		
		浮羽郡	○			
		大牟田市	○			
		遠賀郡	○		○	
		粕屋郡	○			
		嘉穂郡	○		○	
		企救郡	○			
		鞍手郡	○			
		久留米市	○			
		小倉市	○			
		早良郡	○			
		田川郡	○			
		筑紫郡	○	○		
		直方市	○			
		三池郡	○			
		三潞郡	○			
		三井郡	○			
		宗像郡	○		○	
		山門郡	○			
		八女郡	○		○	
		八幡市	○			
		香椎宮				
		高良神社				
		住吉神社				
		太宰府神社				

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		宮崎宮 英彦山神社				
92	佐賀県	小城郡	○			○
		唐津市	○			
		神埼郡	○	○	○	○
		杵島郡	○			○
		佐賀郡	○		○	○
		佐賀市	○		○	○
		西松浦郡	○			○
		東松浦郡	○			○
		藤津郡	○			○
		三養基郡	○	○		○
		佐嘉神社				
		田島神社				
		千栗八幡宮				
93	長崎県	大村市	○			
		上県郡	○			
		北高来郡		○		
		北松浦郡	○	○		
		佐世保市	○			
		下県郡	○			
		長崎市	○			
		西彼杵郡	○			
		東彼杵郡	○			
		南高来郡	○	○		
		南松浦郡	○	○		
		海神社				
		護国神社				

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物		
		住吉神社 諏訪神社 遥拝所						
94	熊本県	芦北郡	○	○	○			
		阿蘇郡	○	○	○			
		天草郡		○	○			
		荒尾市	○					
		宇土郡	○					
		上益城郡	○		○			
		鹿本郡	○	○	○			
		菊池郡	○	○	○			
		球磨郡	○	○				
		熊本市	○	○				
		下益城郡	○	○	○			
		玉名郡	○	○				
		人吉市	○					
		飽託郡	○	○				
		八代郡		○	○			
		八代市	○					
		阿蘇神社						
		八代宮						
		95	大分県	宇佐郡			○	
				大分郡	○		○	
大分市	○							
大野郡	○			○	○			
北海部郡	○				○			
玖珠郡	○			○	○			
下毛郡				○	○			

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		直入郡	○	○		
		中津市	○			
		西国東郡	○		○	
		速見郡	○	○	○	
		東国東郡	○	○	○	
		日田郡	○	○	○	
		別府市	○	○		
		南海部郡	○		○	
		宇佐神宮				
		護国神社				
		西寒多神社				
96	宮崎県	北諸県郡				○
		児湯郡				○
		西臼杵郡				○
		西諸県郡				○
		東臼杵郡				○
		東諸県郡				○
		南那珂郡				○
		宮崎郡				○
		鶴戸神宮				
		宮崎神社及別宮				
		佐野神社				
97	鹿児島県	始良郡		○		
		伊佐郡		○		
		出水郡		○		
		揖宿郡		○		
		大島郡		○		
		鹿児島郡		○		

地理コード	道府県	郡市区・支庁・ 神社名	神社	寺院	仏堂	宝物
		鹿児島市		○		
		川辺郡		○		
		肝属郡		○		
		熊毛郡		○		
		薩摩郡		○		
		贈嶽郡		○		
		日置郡		○		
		霧島神社				
		新田神社				
98	沖縄県	国頭郡		○		
		島尻郡		○		
		首里市		○		
		中頭郡		○		
		那覇市		○		
		宮古郡		○		
		八重山郡		○		
		護国神社				
		波上宮				

## 宗 務 報 告

### 1 宗教法人数・認証等件数の推移

#### (1) 過去5年宗教法人数の推移（平成23～27年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸 教	合 計
23	85,218	77,588	4,575	14,872	182,253
24	85,217	77,568	4,628	14,787	182,200
25	85,143	77,518	4,657	14,643	181,961
26	85,086	77,472	4,693	14,559	181,810
27	85,039	77,400	4,728	14,478	181,645

(注) 毎年12月31日現在の数である。

#### (2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成24～28年）

年区分	所 轄 庁	設 立	規則変更	合 併	任意解散	合 計	解散命令
24	文部科学大臣	2	42	1	0	45	0
	都道府県知事	84	959	148	60	1,251	2
25	文部科学大臣	3	56	1	1	61	0
	都道府県知事	72	843	178	83	1,176	9
26	文部科学大臣	2	37	0	0	39	0
	都道府県知事	61	910	140	75	1,186	6
27	文部科学大臣	0	48	3	0	51	0
	都道府県知事	68	926	118	92	1,204	4
28	文部科学大臣	4	42	2	0	48	0
	都道府県知事	71	893	134	77	1,175	12

(注) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

## 2 宗教法人審議会

### (1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 石井研士委員、石倉寿一委員及び倉澤豊明委員の任期満了に伴い、平成28年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣より任命された（任期は平成30年3月31日まで）。

飯 島 法 道 （思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）  
石 井 研 士 （國學院大學副学長）  
久 喜 和 裕 （曹洞宗清水寺住職）

### 第32期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会 長 新 井 誠 （中央大学法学部教授）  
○ 飯 島 法 道 （思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）  
○ 石 井 研 士 （國學院大學副学長）  
打 田 文 博 （小國神社宮司）  
大 橋 真由美 （成城大学法学部教授）  
岡 田 泰 六 （崇教真光三代教え主，（公財）新日本宗教団体連合会理事）  
巫 部 祐 彦 （神理教管長）  
北 澤 安 紀 （慶應義塾大学法学部教授）  
○ 久 喜 和 裕 （曹洞宗清水寺住職）  
熊 野 明 夫 （光明寺住職，弁護士）  
神 日出男 （八幡朝見神社宮司）  
末 廣 久 美 （（公社）全日本仏教婦人連盟理事長）  
銭 谷 眞 美 （東京国立博物館館長）  
会長代理 原 田 一 明 （立教大学法学部教授）  
比 企 敦 子 （日本キリスト教協議会教育部総主事）  
峰 ひろみ （首都大学東京法科大学院教授）  
宮 本 みち子 （放送大学副学長）  
村 鳥 邦 夫 （御嶽教管長）  
矢 木 良 雄 （イムマヌエル綜合伝道団教団総務）  
渡 辺 雅 子 （明治学院大学社会学部教授）

(注) ○印は平成28年4月1日任命委員（3名）  
うち下線は新任委員（2名）

② 神日出男委員の辞任に伴い、平成28年9月16日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成30年9月15日まで）。

本 部 雅 裕 （鶴戸神宮宮司）

第32期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会 長 新 井 誠 （中央大学法学部教授）  
飯 島 法 道 （思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）  
石 井 研 士 （國學院大學副学長）  
打 田 文 博 （小國神社宮司）  
大 橋 真由美 （成城大学法学部教授）  
岡 田 泰 六 （崇教真光三代教え主，（公財）新日本宗教団体連合会理事）  
巫 部 祐 彦 （神理教管長）  
北 澤 安 紀 （慶應義塾大学法学部教授）  
久 喜 和 裕 （（公財）全日本仏教会事務総長）  
熊 野 明 夫 （光明寺住職，弁護士）  
末 廣 久 美 （（公社）全日本仏教婦人連盟理事長）  
銭 谷 眞 美 （東京国立博物館館長）  
会長代理 原 田 一 明 （立教大学法学部教授）  
比 企 敦 子 （日本キリスト教協議会教育部総主事）  
○ 本 部 雅 裕 （鶴戸神宮宮司）  
峰 ひろみ （首都大学東京法科大学院教授）  
宮 本 みち子 （放送大学副学長）  
村 鳥 邦 夫 （御嶽教管長）  
矢 木 良 雄 （イムマヌエル綜合伝道団教団総務）  
渡 辺 雅 子 （明治学院大学社会学部教授）

（注）○印は平成28年9月16日任命委員（1名）

うち下線は新任委員（1名）

### 3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成27年度）

#### （1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

##### 北海道・東北地区

（開催県 山形県）

○期 日：平成27年9月7日(月)・8日(火)

○場 所：ヤマコーホール（山形県山形市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山形県総務部学事文書課
- ・講義「税務の基礎知識」 仙台中税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

##### 関東甲信越静地区

（開催県 東京都）

○期 日：平成27年10月21日(水)・22日(木)

○場 所：国立大学法人一橋大学一橋講堂（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 東京都生活文化局都民生活部管理法人課
- ・講義「税務の基礎知識」 渋谷税務署審理専門官，芝税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 静岡県）

○期 日：平成27年11月16日(月)・17日(火)

○場 所：静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」（静岡県静岡市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 静岡県経営管理部総務局法務文書課
- ・講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局課税第二部法人課税課

- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

## 近畿・中部地区

(開催県 三重県)

○期 日：平成27年9月1日(火)・2日(水)

○場 所：ホテルグリーンパーク津(三重県津市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」三重県環境生活部文化振興課
- ・講義「税務の基礎知識」名古屋国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

(開催県 滋賀県)

○期 日：平成27年10月29日(木)・30日(金)

○場 所：琵琶湖ホテル(滋賀県大津市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」滋賀県総務部総務課
- ・講義「税務の基礎知識」下京税務署源泉審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

税理士法人ゆびすい

## 中国・四国地区

(開催県 鳥取県)

○期 日：平成27年11月11日(水)・12日(木)

○場 所：ホープスターとっとり(鳥取県鳥取市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」鳥取県総務部行政監察・法人指導課

- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

(開催県 広島県)

○期 日：平成27年10月8日(木)・9日(金)

○場 所：エソール広島(広島県広島市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 広島県環境県民局学事課
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

## 九州地区

(開催県 熊本県)

○期 日：平成27年11月26日(木)・27日(金)

○場 所：TKPガーデンシティネストホテル熊本(熊本県熊本市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 熊本県総務部総務私学局私学振興課
- ・講義「税務の基礎知識」 熊本西税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

(開催県 鹿児島県)

○期 日：平成27年11月5日(木)・6日(金)

○場 所：マリンパレスかごしま(鹿児島県鹿児島市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 鹿児島県総務部学事法制課

- ・講義「税務の基礎知識」 鹿兒島税務署法人課税第九部門統括国税調査官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

## （２）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）〔文化庁主催〕

○期 日：平成27年12月4日(金)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「ガバナンス理論から考える不活動宗教法人対策」  
慶應義塾大学商学部教授 中島 隆信
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」 神社本庁総務部神社課
- ・講義「包括宗教法人の不活動宗教法人対策等について」  
臨濟宗妙心寺派宗務本所宗門活性化推進局

○期 日：平成27年12月11日(金)

○場 所：国立京都国際会館（京都府京都市）

○内容等

- ・講義「人口減少社会における宗教の役割—現代宗教が立脚すべき原点として—」  
北海道大学大学院文学研究科教授 櫻井 義秀
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「曹洞宗（包括宗教法人）の行う不活動法人対策等について」  
曹洞宗宗務庁総務部庶務課
- ・講義「包括宗教法人の不活動宗教法人対策について」  
日本基督教団総務部宗教法人担当

## 4 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成28年度）

### （1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

#### 北海道・東北地区

（開催県 青森県）

○期 日：平成28年10月27日(木)・28日(金)

○場 所：青森国際ホテル（青森県青森市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 青森県総務部総務学事課
- ・講義「税務の基礎知識」 青森税務署法人課税第一部上席国税調査官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

#### 関東甲信越静地区

（開催県 栃木県）

○期 日：平成28年9月8日(木)・9日(金)

○場 所：栃木県総合文化センター（栃木県宇都宮市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 栃木県経営管理部文書学事課
- ・講義「税務の基礎知識」 宇都宮税務署法人担当審理専門官  
宇都宮税務署法人課税第二部門統括国税調査官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 長野県）

○期 日：平成28年11月17日(木)・18日(金)

○場 所：ホテル信濃路（長野県長野市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 長野県県民文化部私学・高等教育課

- ・講義「税務の基礎知識」 長野税務署法人課税第二部門統括国税調査官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

## 近畿・中部地区

(開催県 岐阜県)

○期 日：平成28年9月29日(木)・30日(金)

○場 所：長良川国際会議場(岐阜県岐阜市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 岐阜県環境生活部環境生活政策課
- ・講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

(開催県 奈良県)

○期 日：平成28年10月6日(木)・7日(金)

○場 所：奈良春日野国際フォーラム 薨～I・R A・K A～(奈良県奈良市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 奈良県総務部総務課
- ・講義「税務の基礎知識」 堺税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい

## 中国・四国地区

(開催県 岡山県)

○期 日：平成28年11月1日(火)・2日(水)

○場 所：ピュアリティまきび(岡山県岡山市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 岡山県総務部総務学事課
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

(開催県 香川県)

○期 日：平成28年10月13日(木)・14日(金)

○場 所：高松センタービル(香川県高松市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 香川県総務部総務学事課統括国税調査官
- ・講義「税務の基礎知識」 高松税務署法人課税第三部門統括国税調査官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

## 九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：平成28年10月20日(木)・21日(金)

○場 所：南近代ビル(福岡県福岡市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 福岡県総務部行政経営企画課
- ・講義「税務の基礎知識」 博多税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

(開催県 大分県)

○期 日：平成28年11月10日(木)・11日(金)

○場 所：全労済ソレイユ(大分県大分市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 大分県総務部県政情報課
- ・講義「税務の基礎知識」 熊本西税務署審理専門官
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

## (2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）[文化庁主催]

○期 日：平成29年1月18日(水)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「不活動宗教法人の解散及び清算実務」 富永浩明法律事務所 弁護士 富永浩明
- ・講義「平成28年熊本地震により滅失・損壊をした宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度について」 文化庁文化部宗務課

○期 日：平成29年1月30日(月)

○場 所：国立京都国際会館（京都府京都市）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」 大阪本町法律事務所 弁護士 比嘉廉丈， 弁護士 源本恵理
- ・講義「平成28年熊本地震により滅失・損壊をした宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度について」 文化庁文化部宗務課

## 5 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成27年度）

### （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）

[文化庁主催]

○期 日：平成27年4月27日（月）

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「現代日本の宗教概要」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

### （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各都道府県共催]

#### 北海道・東北地区

（開催県 山形県）

○期 日：平成27年7月9日（木）・10日（金）

○場 所：ヤマコーホール（山形県山形市）

○内容等

- ・講演「自治体の「消滅可能性」と宗教集団の「臨界点」  
鈴鹿大学短期大学部教授 川又 俊則
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」 神社本庁総務部
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

#### 関東甲信越静地区

（開催県 茨城県）

○期 日：平成27年8月25日（火）・26日（水）

○場 所：ホテルレイクビュー水戸（茨城県水戸市）

○内容等

- ・講演「伝道活動における民事責任」 杏林大学総合政策学部准教授 藤原 究
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」  
日蓮宗宗務院総務部寺院僧籍課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

#### 近畿・中部地区

(開催県 大阪府)

○期 日：平成27年6月18日(木)・19日(金)

○場 所：大阪府咲洲庁舎(大阪府大阪市)

○内容等

- ・講演「近畿・中部地方のモスクと地域社会について」  
早稲田大学人間科学学術院助手 岡井 宏文
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」  
神社本庁総務部神社課
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 中国・四国地区

(開催県 岡山県)

○期 日：平成27年6月4日(木)・5日(金)

○場 所：サン・ピーチOKAYAMA(岡山県岡山市)

○内容等

- ・講演「判例における政教分離原則」  
岡山大学大学院法務研究科教授 田近 肇
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」  
天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 九州地区

(開催県 沖縄県)

○期 日：平成27年7月23日(木)・24日(金)

○場 所：沖縄県庁(沖縄県那覇市)

○内容等

- ・講演「信教の自由と政教分離制度について」  
沖縄国際大学法学部講師 西山 千絵
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」  
浄土真宗本願寺派寺院活動支援部
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 6 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成28年度）

### （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）

[文化庁主催]

○期 日：平成28年4月27日（水）

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「現代日本の宗教概要」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政について、行政不服審査法の概要」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

### （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各都道府県共催]

#### 北海道・東北地区

（開催県 青森県）

○期 日：平成28年6月30日（木）・7月1日（金）

○場 所：青森国際ホテル（青森県青森市）

○内容等

- ・講演「青森のキリスト教史—明治36年飢饉におけるウォルター・ウェストンの救済活動を中心に—」 八戸学院大学健康医療学部教授 木鎌 耕一郎
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「包括宗教法人における不活動宗教法人対策について」  
日蓮宗宗務院総務部寺院僧籍課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

#### 関東甲信越静地区

（開催県 埼玉県）

○期 日：平成28年8月29日（月）・30日（火）

○場 所：さいたま共済会館（埼玉県さいたま市）

○内容等

- ・講演「仏教寺院の現状と今後」 浄土宗総合研究所研究員 名和 清隆
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人整理の取り組みについて」  
天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

## 近畿・中部地区

(開催県 愛知県)

○期 日：平成28年7月21日(木)・22日(金)

○場 所：愛知県女性総合センター ウィルあいち (愛知県名古屋市)

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情について―神社本庁と昨今の神社界―」  
皇學館大学副学長，文学部教授 河野 訓
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人対策」  
浄土真宗本願寺派寺院活動支援部
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 中国・四国地区

(開催県 広島県)

○期 日：平成28年7月12日(火)・13日(水)

○場 所：メルパルク広島 (広島県広島市)

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情―伝統仏教教団を中心に―」  
山口県立大学大学院国際文化学研究科教授 鈴木 隆泰
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」  
神社本庁総務部神社課
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 九州地区

(開催県 宮崎県)

○期 日：平成28年8月4日(木)・5日(金)

○場 所：ニューウェルシティ宮崎 (宮崎県宮崎市)

○内容等

- ・講演「イスラームとムハンマド」  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門イスラム文明史学講座教授 清水 和裕
- ・講義「不活動宗教法人対策について」  
文化庁文化部宗務課
- ・講義「神社本庁の不活動神社対策について」  
神社本庁総務部神社課
- ・事例研究協議 (認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

## 7 宗教法人向け研修会の実施予定（平成29年度）

### （1）概要

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、「宗教法人実務研修会」を実施している。平成29年度の各地域における開催予定県は、次表のとおりである。いずれも文化庁と開催県との共催である。開催日及び会場は、決定次第、文化庁のウェブサイトにて公表する。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kenshukai.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行う。いずれか1日のみの参加も可能で、参加費は無料である。テキスト等も無料で配布する。その他の経費については、参加者の負担となる。
- ② 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いしたい。
- ③ 研修日程は、1日目は13時00分～16時50分（12時00分受付開始、12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映（視聴は自由））、2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定しているが、日程・会場については変更が生じる場合もあるので、あらかじめ了承されたい。
- ④ 日程が合わない場合は、他の開催県の担当部署（連絡先を参照）との相談により、他の地区の研修会に参加できる可能性がある。

地区	開催県	連絡先（平成29年3月現在）
北海道・東北 （北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	岩手県	岩手県総務部法務学事課法務担当 電話：019（629）5050
関東甲信越静 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）	群馬県	群馬県総務部学事法制課公益法人係 電話：027（226）2148
	神奈川県	神奈川県総務局組織人材部文書課宗教法人グループ 電話：045（210）3781
近畿・中部 （富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	福井県	福井県総務部情報公開・法制課法制グループ 電話：0776（20）0246
	兵庫県	兵庫県企画県民部管理局文書課公益・宗教法人班 電話：078（362）3134
中国・四国 （鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）	山口県	山口県総務部学事文書課学事宗務班 電話：083（933）2130
	徳島県	徳島県経営戦略部総務課学事調査担当 電話：088（621）2027
九州 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	佐賀県	佐賀県総務部法務私学課公益法人担当 電話：0952（25）7002
	宮崎県	宮崎県総合政策部文化文教課文教担当 電話：0985（26）7118

## (2) 宗教法人実務研修会の講義資料等の提供について

平成 28 年度の宗教法人実務研修会で配布した講義資料等について、残部がある。希望する方は、下記の方法で申し込まれたい。原則として、一人につき講義資料等一式（計 4 点）をお送りする。（複数部が必要な場合は、下記の FAX 宛てに問合せのこと。）

### 提供する講義資料等

1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』（A5 判 206 ページ）
2. 冊子『宗教法人の会計・税務』（A4 判 81 ページ）
3. CD-ROM『宗教法人実務研修会資料付録』（1 点）
4. DVD-VIDEO『宗教法人の管理運営』（1 点）

### 申込み方法

1. 350 円分の切手を貼った返信用の封筒（角型 2 号が適当）を下記連絡先まで送付すること。返信用の封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きすること。
2. 当方へ送る封筒の表（左端）に「研修会講義資料等希望」と朱書きすること。

### 連絡先

文化庁文化部宗務課宗教法人室法人係

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

FAX 03(6734)3819

## 8 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成29年3月1日現在)

	宗教法人名 (当該法人の 包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	平成23年9月15日 ～平成25年12月31日
2	笠間稲荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番 地	茨城県	平成23年9月28日 ～平成26年9月27日
3	芳林寺 (曹洞宗)	さいたま市岩槻区本町 1丁目7番10号	埼玉県	平成23年10月6日 ～平成26年9月30日
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	平成23年10月13日 ～平成25年10月13日
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番 地	千葉県	平成24年9月1日 ～平成24年12月15日
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市赤浜 106 番地	茨城県	平成24年12月20日 ～平成25年7月31日
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大 字益子 4469 番地	栃木県	平成25年1月11日 ～平成25年12月31日
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町 上入野 3912 番地	茨城県	平成25年5月21日 ～平成28年5月20日
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2丁目2番11号	茨城県	平成25年9月27日 ～平成28年9月26日
10	日本基督教団 水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁 目 3 番 18 号	茨城県	平成25年10月12日 ～平成28年10月11日
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字館浜 69 番地	宮城県	平成25年12月27日 ～平成27年9月30日
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神 林町 2404 番地	茨城県	平成25年12月17日 ～平成28年12月16日
13	大國魂神社 (神社本庁)	福島県いわき市平菅波 字宮前 54 番地	福島県	平成25年12月28日 ～平成27年9月30日
14	洞福寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市谷川浜中 井道 7 番地	宮城県	平成26年6月19日 ～平成28年2月29日
15	日輪寺 (曹洞宗)	東京都文京区小日向 1 丁目 4 番 18 号	東京都	平成27年4月25日 ～平成30年4月24日
16	八雲神社 (神社本庁)	宮城県石巻市鹿又字町 浦 96 番地	宮城県	平成27年10月7日 ～平成30年3月31日
17	願成寺 (浄土宗)	福島県喜多方市上三宮 庁上三宮字籬山 833	福島県	平成28年6月29日 ～平成31年6月28日
18	称法寺 (浄土真宗本願寺派)	宮城県石巻市門脇町 3 丁目 7 番 4 号	宮城県	平成29年1月5日 ～平成32年1月4日

## 9 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成29年3月1日現在)

	宗教法人名 (当該法人の 包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	阿蘇神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇市一の宮町 宮地 3083 番地 1	熊本県	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日
2	常通寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市西区二本 木 3 丁目 12 番 45 号	熊本県	平成 29 年 2 月 9 日 ～平成 32 年 2 月 8 日
3	熊本県護国神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区宮 内 3 番 1 号	熊本県	平成 29 年 2 月 22 日 ～平成 32 年 2 月 21 日

## 宗 務 時 報 No. 121

---

発行日 平成29年3月30日

編集・発行 文化庁文化部宗務課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03(5253)4111 (代表)

印刷 株式会社三響社

---